

平成 21 年 11 月 5 日
大臣官房統計情報部賃金福祉統計課
(担当・内線) 課長 小玉 剛
 専門官 武田 幸彦
 就労条件係 (7639、7633)
(電話代表) 03(5253)1111
(夜間直通) 03(3595)3147
(F A X) 03(3502)2797

平成 21 年就労条件総合調査結果の概況

目 次

調査の概要	1 頁
結果の概要	
1 労働時間制度	2 頁
2 定年制等	11 頁
3 賃金制度	17 頁
4 資産形成に関する援助制度	21 頁
統計表	25 頁
主な用語の定義	28 頁

平成 21 年就労条件総合調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。
アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、主要産業における企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し、我が国の民間企業における労働条件の現状を明らかにすることを目的として実施している。

平成 21 年調査においては、労働時間制度、定年制等、賃金制度、資産形成に関する援助制度（福祉施設・制度の一部）について調査した。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域

日本国全域

(2) 調査対象

日本標準産業分類に基づく 15 大産業（平成 19 年 11 月改定）〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕に属する常用労働者が 30 人以上の民間企業から、産業、企業規模別に一定の方法により抽出した企業

3 調査事項

企業の属性、労働時間制度に関する事項、定年制等に関する事項、賃金制度に関する事項、資産形成に関する援助制度に関する事項

4 調査の時期

平成 21 年 1 月 1 日現在の状況について調査を行った。ただし年間については、平成 20 年 1 年間（又は平成 19 会計年度）の状況について調査を行った。

5 調査系統

厚生労働省一調査対象企業

6 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数 6,147 有効回答数 4,321 有効回答率 70.3%

7 利用上の注意

(1) 表章記号について

- ①「0.0」は、該当する数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- ②「-」は、該当する数値がない場合を示す。
- ③「…」は、数値を表章することが適当でない場合を示す。
- ④「・」は、統計項目のありえない場合を示す。

(2) 構成比は四捨五入しているため、その合計が 100.0 にならない場合がある。

(3) 平成 21 年調査から、平成 19 年 11 月改定の日本標準産業分類に基づき表章している。産業別に時系列比較のある統計表においては、比較可能な産業のみ旧産業分類である平成 14 年 3 月改訂の日本標準産業分類による数値を表章している。

＜比較可能な産業＞

平成19年11月改定	平成14年3月改訂
鉱業, 採石業, 砂利採取業	鉱業
建設業	建設業
製造業	製造業
電気・ガス・熱供給・水道業	電気・ガス・熱供給・水道業
金融業, 保険業	金融・保険業
教育, 学習支援業	教育, 学習支援業
医療, 福祉	医療, 福祉

結果の概要

1 労働時間制度

(1) 所定労働時間

1日の所定労働時間は、1企業平均7時間42分（前年7時間41分）、労働者1人平均7時間44分（同7時間43分）となっている。

週所定労働時間は、1企業平均39時間20分（同39時間21分）、労働者1人平均39時間00分（同39時間01分）となっている。1企業平均を企業規模別にみると、1,000人以上が38時間53分（同38時間54分）、300～999人が39時間03分（同39時間01分）、100～299人が39時間12分（同39時間15分）、30～99人が39時間24分（同39時間25分）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が37時間55分（同37時間46分）で最も短く、宿泊業、飲食サービス業が39時間50分で最も長くなっている。（第1表）

第1表 1日及び週所定労働時間

（単位：時間、分）

企業規模・産業・年	1日の所定労働時間		週所定労働時間	
	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾	1企業平均 ¹⁾	労働者1人平均 ²⁾
計	7 : 42	7 : 44	39 : 20	39 : 00
平成20年	7 : 41	7 : 43	39 : 21	39 : 01
1,000人以上	7 : 46	7 : 44	38 : 53	38 : 37
300～999人	7 : 44	7 : 44	39 : 03	39 : 03
100～299人	7 : 44	7 : 44	39 : 12	39 : 07
30～99人	7 : 41	7 : 42	39 : 24	39 : 23
鉱業,採石業,砂利採取業	7 : 41	7 : 35	39 : 11	38 : 47
建設業	7 : 44	7 : 47	39 : 37	39 : 22
製造業	7 : 48	7 : 50	39 : 20	39 : 07
電気・ガス・熱供給・水道業	7 : 41	7 : 40	38 : 47	38 : 26
情報通信業	7 : 41	7 : 38	38 : 29	38 : 18
運輸業,郵便業	7 : 37	7 : 40	39 : 39	39 : 21
卸売業,小売業	7 : 38	7 : 41	39 : 13	38 : 56
金融業,保険業	7 : 34	7 : 24	37 : 55	37 : 07
不動産業,物品賃貸業	7 : 43	7 : 40	38 : 59	38 : 53
学術研究,専門・技術サービス業	7 : 39	7 : 39	38 : 41	38 : 28
宿泊業,飲食サービス業	7 : 40	7 : 45	39 : 50	39 : 36
生活関連サービス業,娯楽業	7 : 33	7 : 33	39 : 20	39 : 15
教育,学習支援業	7 : 36	7 : 36	39 : 17	38 : 54
医療,福祉	7 : 51	7 : 50	39 : 34	39 : 33
サービス業(他に分類されないもの)	7 : 44	7 : 46	39 : 29	39 : 23
平成17年	7 : 40	7 : 42	39 : 16	38 : 49
18	7 : 41	7 : 42	39 : 15	38 : 48
19	7 : 42	7 : 43	39 : 18	38 : 53
20*	7 : 41	7 : 43	39 : 20	38 : 56
21*	7 : 42	7 : 44	39 : 19	38 : 57

- 注：1) 「1企業平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間をそれぞれ平均したものである。
- 2) 「労働者1人平均」は、企業において最も多くの労働者に適用される1日の所定労働時間、週所定労働時間を企業の労働者数（所定労働時間の定めのない者は除く。）によりそれぞれ加重平均したものである。
- 3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。
- 20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(2) 週休制

主な週休制の形態をみると、「何らかの週休2日制」を採用している企業数割合は85.7%（前年87.9%）となっている。

「完全週休2日制」を採用している企業数割合は、39.1%（同39.6%）となっている。これを企業規模別にみると、1,000人以上が68.6%（同69.7%）、300～999人が54.6%（同59.9%）、100～299人が43.8%（同44.6%）、30～99人が35.6%（同35.6%）となっている。産業別にみると、金融業、保険業が91.6%（同93.4%）で最も高く、次いで情報通信業が84.2%となっている。（第2表）

第2表 主な週休制¹⁾の形態別企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業 ²⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休2日制		完全週休 2日制 より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾	
				完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制		
計	[100.0]	100.0	7.8	85.7	46.6	39.1	6.5
平成20年		100.0	9.0	87.9	48.4	39.6	3.1
1,000人以上	[1.9]	100.0	0.8	91.3	22.7	68.6	7.9
300～999人	[6.2]	100.0	3.3	89.3	34.7	54.6	7.4
100～299人	[20.5]	100.0	4.0	88.6	44.8	43.8	7.4
30～99人	[71.4]	100.0	9.4	84.4	48.8	35.6	6.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	3.8	91.6	69.8	21.8	4.6
建設業	[8.4]	100.0	6.8	89.0	60.9	28.1	4.2
製造業	[27.6]	100.0	2.5	86.6	45.5	41.0	11.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[0.2]	100.0	1.1	93.9	32.0	61.9	5.0
情報通信業	[4.3]	100.0	1.1	96.8	12.7	84.2	2.0
運輸業、郵便業	[9.4]	100.0	18.6	73.8	52.9	20.9	7.6
卸売業、小売業	[23.2]	100.0	8.5	85.8	49.1	36.7	5.7
金融業、保険業	[0.7]	100.0	0.7	97.2	5.6	91.6	2.1
不動産業、物品賃貸業	[2.2]	100.0	3.1	94.1	45.3	48.9	2.8
学術研究、専門・技術サービス業	[2.6]	100.0	-	94.9	32.4	62.5	5.1
宿泊業、飲食サービス業	[5.9]	100.0	19.5	78.7	54.9	23.8	1.9
生活関連サービス業、娯楽業	[4.9]	100.0	15.3	80.9	50.0	30.9	3.8
教育、学習支援業	[1.2]	100.0	11.9	87.4	53.0	34.4	0.7
医療、福祉	[1.4]	100.0	1.1	94.6	36.7	57.8	4.4
サービス業(他に分類されないもの)	[8.0]	100.0	7.8	86.7	40.8	45.9	5.5
平成17年		100.0	8.2	89.0	48.0	41.1	2.8
18		100.0	7.9	89.4	49.8	39.6	2.7
19		100.0	8.3	88.8	49.5	39.3	2.9
20※		100.0	8.6	87.8	46.7	41.1	3.6
21※		100.0	8.3	84.8	44.6	40.2	6.9

注：1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、全企業に対する企業規模、産業別の企業数割合である。

3) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 何らかの週休3日制などをいう。

5) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

週休制の形態別適用労働者数割合をみると「何らかの週休2日制」が適用されている労働者数割合は87.9%（前年90.6%）、「完全週休2日制」が適用されている労働者数割合は55.6%（同56.1%）となっている（第3表）。

第3表 週休制の形態別適用労働者数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	労働者計 ¹⁾	週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾	
計	[100.0]	100.0	4.3	87.9	32.3	55.6	7.8
平成20年		100.0	3.5	90.6	34.4	56.1	5.9
1,000人以上	[35.5]	100.0	0.7	89.5	14.2	75.3	9.8
300～999人	[19.0]	100.0	3.5	90.1	33.7	56.4	6.5
100～299人	[21.9]	100.0	4.4	88.1	42.9	45.1	7.5
30～99人	[23.7]	100.0	9.9	83.7	47.1	36.6	6.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[0.1]	100.0	7.8	89.7	54.3	35.4	2.5
建設業	[6.7]	100.0	3.9	91.2	40.8	50.4	4.9
製造業	[34.0]	100.0	1.3	88.8	28.9	59.9	9.9
電気・ガス・熱供給・水道業	[1.0]	100.0	0.1	97.3	9.3	88.0	2.6
情報通信業	[5.8]	100.0	0.5	98.4	7.7	90.7	1.1
運輸業、郵便業	[10.1]	100.0	11.9	72.2	48.2	24.0	15.9
卸売業、小売業	[19.7]	100.0	4.5	88.3	38.3	50.0	7.1
金融業、保険業	[4.6]	100.0	0.1	99.7	0.6	99.2	0.2
不動産業、物品賃貸業	[1.9]	100.0	2.3	92.8	40.0	52.8	4.9
学術研究、専門・技術サービス業	[2.2]	100.0	0.7	95.6	17.2	78.4	3.8
宿泊業、飲食サービス業	[3.4]	100.0	9.8	83.4	56.7	26.7	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	[2.6]	100.0	15.5	79.0	47.7	31.4	5.5
教育、学習支援業	[0.6]	100.0	9.7	87.5	43.7	43.8	2.8
医療、福祉	[0.6]	100.0	2.3	90.3	43.9	46.4	7.4
サービス業(他に分類されないもの)	[6.8]	100.0	8.4	85.9	27.3	58.6	5.8
平成17年		100.0	3.7	91.2	30.8	60.4	5.1
18		100.0	3.3	92.2	32.0	60.2	4.5
19		100.0	2.9	91.8	32.8	59.1	5.3
20※		100.0	3.2	90.3	30.8	59.5	6.5
21※		100.0	3.7	88.2	29.1	59.1	8.1

注：1) []内の数値は、全労働者に対する企業規模、産業別の労働者数割合である。

2) 月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

3) 何らかの週休3日制などをいう。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(3) 年間休日総数

年間休日総数の1企業平均は105.6日（前年105.5日）、労働者1人平均は112.6日（同112.3日）となっている。1企業平均年間休日総数を企業規模別にみると、1,000人以上が116.1日（同115.3日）、300～999人が112.4日（同112.3日）、100～299人が109.8日（同108.3日）、30～99人が103.5日（同103.8日）となっている。産業別にみると、情報通信業が121.2日で最も多く、宿泊業、飲食サービス業が91.9日と最も少なくなっている。（第4表）

第4表 年間休日総数階級別企業数割合、1企業平均年間休日総数及び労働者1人平均年間休日総数

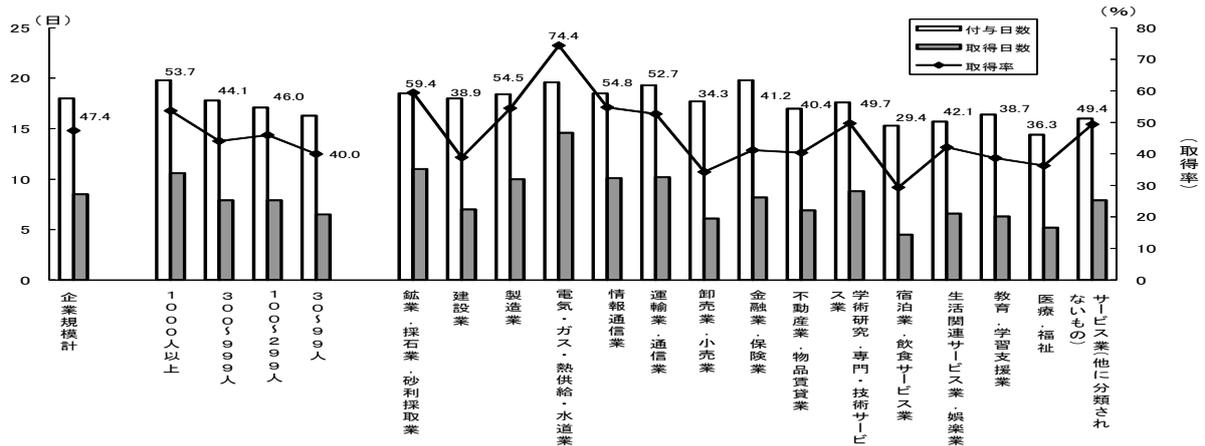
企業規模・産業・年	(単位：%)									1企業平均年間休日総数 ¹⁾ (日)	労働者1人平均年間休日総数 ²⁾ (日)
	全企業	69日以下	70～79日	80～89日	90～99日	100～109日	110～119日	120～129日	130日以上		
計	100.0	3.6	4.0	8.7	11.3	30.6	15.1	24.8	1.9	105.6	112.6
平成20年	100.0	3.0	4.0	9.2	13.7	28.3	17.4	23.1	1.2	105.5	112.3
1,000人以上	100.0	0.6	0.6	1.3	2.9	19.8	20.5	53.5	0.8	116.1	117.7
300～999人	100.0	1.1	2.0	3.1	6.7	25.9	18.0	40.6	2.6	112.4	113.9
100～299人	100.0	1.3	3.4	5.7	5.8	31.0	20.5	31.0	1.4	109.8	111.4
30～99人	100.0	4.6	4.5	10.2	13.5	31.2	13.2	20.8	2.0	103.5	105.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	1.5	19.4	9.3	46.4	10.9	12.5	-	103.0	104.8
建設業	100.0	1.2	0.2	20.2	10.4	38.9	10.5	17.3	1.3	104.2	112.6
製造業	100.0	0.5	1.0	2.7	10.1	35.2	24.8	24.4	1.2	109.9	117.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	1.1	1.1	0.9	13.7	18.7	64.6	-	118.0	122.7
情報通信業	100.0	-	-	1.1	4.1	4.1	16.0	67.5	7.2	121.2	122.0
運輸業、郵便業	100.0	4.9	7.1	15.3	14.3	33.9	8.0	13.3	3.1	100.4	104.4
卸売業、小売業	100.0	4.9	5.0	11.0	11.0	32.0	11.6	23.7	0.8	103.3	110.7
金融業、保険業	100.0	0.2	-	0.2	-	4.9	7.2	85.8	1.6	121.1	108.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.5	0.7	5.7	8.1	32.6	13.3	36.7	2.4	111.0	113.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	1.0	0.3	1.9	7.6	16.6	14.5	55.3	2.8	116.4	120.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.7	15.7	12.9	14.8	32.5	8.5	3.4	1.4	91.9	99.2
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	10.9	10.1	14.5	18.9	25.3	7.1	12.9	0.4	94.3	97.5
教育、学習支援業	100.0	3.2	8.9	10.4	12.6	31.9	19.1	12.5	1.4	101.9	106.7
医療、福祉	100.0	1.1	1.3	5.5	10.0	34.3	20.8	25.7	1.3	108.9	109.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	6.5	3.8	4.4	13.9	19.9	14.4	32.2	4.8	107.1	109.9
平成17年	100.0	3.3	4.6	9.2	11.9	28.5	16.9	25.0	0.7	105.3	113.2
18	100.0	3.3	4.6	9.4	12.1	29.2	17.1	23.9	0.5	105.1	113.1
19	100.0	3.3	4.4	8.1	13.5	26.4	22.8	20.8	0.7	105.4	112.9
20 [※]	100.0	2.8	3.8	9.0	13.0	26.8	17.9	25.2	1.5	106.3	113.7
21 [※]	100.0	3.7	3.5	8.6	10.0	29.3	16.1	27.0	1.8	106.4	113.8

- 注:1) 「1企業平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を平均したものである。
 2) 「労働者1人平均年間休日総数」は、企業において最も多くの労働者に適用される年間休日総数を、その適用される労働者数により加重平均したものである。
 3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。
 20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(4) 年次有給休暇の取得状況

平成20年(又は平成19会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除く。)は、労働者1人平均18.0日(前年17.6日)、そのうち労働者が取得した日数は8.5日(同8.2日)となっており、取得率は47.4%(同46.7%)となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が53.7%(同53.1%)、300~999人が44.1%(同45.0%)、100~299人が46.0%(同42.8%)、30~99人が40.0%(同42.4%)となっている。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が74.4%(同76.3%)で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が29.4%で最も低くなっている。(第1図、第5表)

第1図 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況



第5表 労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

企業規模・産業・年	付与日数 ¹⁾	取得日数 ²⁾	取得率 ³⁾
	日	日	%
計	18.0	8.5	47.4
平成20年	17.6	8.2	46.7
1,000人以上	19.8	10.6	53.7
300~999人	17.8	7.9	44.1
100~299人	17.1	7.9	46.0
30~99人	16.3	6.5	40.0
鉱業、採石業、砂利採取業	18.5	11.0	59.4
建設業	18.0	7.0	38.9
製造業	18.4	10.0	54.5
電気・ガス・熱供給・水道業	19.6	14.6	74.4
情報通信業	18.5	10.1	54.8
運輸業、郵便業	19.3	10.2	52.7
卸売業、小売業	17.7	6.1	34.3
金融業、保険業	19.8	8.2	41.2
不動産業、物品賃貸業	17.0	6.9	40.4
学術研究、専門・技術サービス業	17.6	8.8	49.7
宿泊業、飲食サービス業	15.3	4.5	29.4
生活関連サービス業、娯楽業	15.7	6.6	42.1
教育、学習支援業	16.4	6.3	38.7
医療、福祉	14.4	5.2	36.3
サービス業(他に分類されないもの)	16.0	7.9	49.4
平成17年	18.0	8.4	46.6
18	17.9	8.4	47.1
19	17.7	8.3	46.6
20*	17.8	8.5	47.7
21*	18.3	8.8	48.1

注:1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、平成20年(又は平成19会計年度)1年間に実際に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(5) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している企業数割合は 54.2% (前年 52.9%) となっている。企業規模別にみると、1,000 人以上が 74.0% (同 74.8%)、300～999 人が 65.8% (同 64.5%)、100～299 人が 57.2% (同 59.1%)、30～99 人が 51.9% (同 49.7%) となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が 78.9% (同 67.5%) で最も高く、金融業、保険業が 21.1% (同 24.6%) で最も低くなっている。

変形労働時間制の種類別 (複数回答) にみると「1 年単位の変形労働時間制」が 35.6% (同 35.8%)、「1 か月単位の変形労働時間制」が 15.5% (同 14.4%)、「フレックスタイム制」が 6.1% (同 4.9%) となっている。(第 6 表)

第 6 表 変形労働時間制の有無、種類別採用企業数割合

企業規模・産業・年	全企業	変形労働時間制を採用している企業 ¹⁾	変形労働時間制の種類 (複数回答)			変形労働時間制を採用していない企業
			1 年単位の 変形労働 時間制	1 か月単位の 変形労働 時間制	フレックス タイム制	
			(単位: %)			
計	100.0	54.2	35.6	15.5	6.1	45.8
平成20年	100.0	52.9	35.8	14.4	4.9	47.1
1,000人以上	100.0	74.0	24.6	38.3	31.9	26.0
300～999人	100.0	65.8	31.3	24.7	18.6	34.2
100～299人	100.0	57.2	35.5	19.2	8.2	42.8
30～99人	100.0	51.9	36.4	13.0	3.8	48.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	78.9	61.1	17.1	0.7	21.1
建設業	100.0	63.2	54.4	8.0	2.6	36.8
製造業	100.0	56.2	45.3	9.4	5.7	43.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.5	27.4	41.4	9.7	33.5
情報通信業	100.0	44.4	10.3	8.2	29.8	55.6
運輸業, 郵便業	100.0	65.8	45.3	22.9	1.0	34.2
卸売業, 小売業	100.0	54.7	33.3	19.4	5.0	45.3
金融業, 保険業	100.0	21.1	2.6	11.7	9.2	78.9
不動産業, 物品賃貸業	100.0	50.9	31.5	16.8	4.5	49.1
学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	43.9	19.3	6.3	19.5	56.1
宿泊業, 飲食サービス業	100.0	48.5	18.9	23.4	2.8	51.5
生活関連サービス業, 娯楽業	100.0	54.9	28.6	26.6	7.5	45.1
教育, 学習支援業	100.0	61.9	39.4	17.2	7.5	38.1
医療, 福祉	100.0	38.5	9.1	22.8	8.2	61.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.9	21.8	16.6	4.8	59.1
平成 17 年	100.0	55.7	36.4	15.3	6.8	44.3
18	100.0	58.5	39.5	15.2	6.3	41.5
19	100.0	55.9	38.4	13.6	6.2	44.1
20 [※]	100.0	54.0	36.8	14.0	5.5	46.0
21 [※]	100.0	56.2	37.3	15.3	7.4	43.8

注:1) 「変形労働時間制を採用している企業」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

2) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20[※]、21[※]は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

変形労働時間制の適用労働者数割合は49.5%（前年49.3%）で、種類別にみると、「1年単位の変形労働時間制」は24.1%（同24.4%）、「1か月単位の変形労働時間制」は16.8%（同17.9%）、「フレックスタイム制」は8.5%（同7.0%）となっている（第7表）。

第7表 変形労働時間制の有無、種類別適用労働者数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	労働者計	変形労働時間制の適用を受ける労働者 ¹⁾	変形労働時間制の種類別			変形労働時間制の適用を受けない労働者
			1年単位の 変形労働 時間制	1か月単位 の変形労働 時間制	フレックス タイム制	
計	100.0	49.5	24.1	16.8	8.5	50.5
平成20年	100.0	49.3	24.4	17.9	7.0	50.7
1,000人以上	100.0	48.5	9.9	23.4	15.2	51.5
300～999人	100.0	50.2	24.6	17.0	8.5	49.8
100～299人	100.0	48.8	31.4	13.4	4.0	51.2
30～99人	100.0	51.1	38.3	9.9	2.6	48.9
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	62.6	46.8	15.3	0.5	37.4
建設業	100.0	46.9	35.7	6.3	4.9	53.1
製造業	100.0	52.6	30.1	9.9	12.6	47.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.2	3.2	35.4	17.6	43.8
情報通信業	100.0	34.7	3.6	5.2	26.0	65.3
運輸業,郵便業	100.0	68.8	33.9	33.6	1.4	31.2
卸売業,小売業	100.0	50.8	23.3	22.7	4.6	49.2
金融業,保険業	100.0	7.5	0.2	3.4	3.9	92.5
不動産業,物品賃貸業	100.0	50.8	28.6	17.6	4.6	49.2
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	35.3	9.5	3.8	22.1	64.7
宿泊業,飲食サービス業	100.0	56.8	17.1	35.8	2.1	43.2
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	55.9	22.1	31.5	2.3	44.1
教育,学習支援業	100.0	60.8	36.9	21.0	2.9	39.2
医療,福祉	100.0	53.2	13.2	35.3	4.7	46.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	40.9	14.6	23.2	3.2	59.1
平成17年	100.0	48.9	23.3	16.7	8.9	51.1
18	100.0	48.9	23.7	16.5	8.6	51.1
19	100.0	49.5	25.3	16.1	8.1	50.5
20※	100.0	48.7	23.4	17.4	7.9	51.3
21※	100.0	49.3	23.2	16.4	9.7	50.7

注:1) 「変形労働時間制の適用を受ける労働者」には、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」を含む。

2) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(6) みなし労働時間制

みなし労働時間制を採用している企業数割合は8.9%（前年10.5%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が25.7%（同28.8%）、300～999人が19.2%（同20.1%）、100～299人が10.3%（同15.7%）、30～99人が7.2%（同7.8%）となっている。産業別にみると、情報通信業が23.9%で最も高く、宿泊業、飲食サービス業が2.7%で最も低くなっている。

みなし労働時間制の種類別（複数回答）にみると、「事業場外労働のみなし労働時間制」が7.5%（同8.8%）、「専門業務型裁量労働制」が2.1%（同2.2%）、「企画業務型裁量労働制」が1.0%（同0.9%）となっている。（第8表）

第8表 みなし労働時間制の有無、種類別採用企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	みなし労働時間制を採用している企業	みなし労働時間制の種類（複数回答）			みなし労働時間制を採用していない企業
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
計	100.0	8.9	7.5	2.1	1.0	91.1
平成20年	100.0	10.5	8.8	2.2	0.9	89.5
1,000人以上	100.0	25.7	19.4	8.8	6.8	74.3
300～999人	100.0	19.2	15.4	4.0	2.4	80.8
100～299人	100.0	10.3	8.8	2.0	0.6	89.7
30～99人	100.0	7.2	6.1	1.8	0.8	92.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業	100.0	6.5	6.3	0.3	0.1	93.5
製造業	100.0	7.3	6.1	1.9	0.7	92.7
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.2	2.9	0.9	0.9	95.8
情報通信業	100.0	23.9	11.5	17.4	2.9	76.1
運輸業、郵便業	100.0	4.5	4.5	0.0	0.0	95.5
卸売業、小売業	100.0	13.4	12.3	2.2	1.7	86.6
金融業、保険業	100.0	10.1	7.4	1.4	2.3	89.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	14.0	14.0	1.3	1.1	86.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	12.6	7.9	6.4	1.0	87.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	2.7	2.6	0.4	0.1	97.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	6.3	5.8	0.2	0.3	93.7
教育、学習支援業	100.0	4.9	4.2	0.9	0.4	95.1
医療、福祉	100.0	6.0	6.0	1.3	-	94.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	5.9	4.2	1.0	1.5	94.1
平成 17 年	100.0	11.4	9.3	3.4	0.6	88.6
18	100.0	10.6	8.8	2.8	0.7	89.3
19	100.0	10.6	8.8	2.9	1.1	89.4
20※	100.0	10.4	8.3	2.7	0.9	89.6
21※	100.0	9.9	8.2	2.5	1.1	90.1

注：平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年調査から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

みなし労働時間制の適用労働者数割合をみると6.3%（前年7.9%）で、種類別にみると「事業場外労働のみなし労働時間制」が4.8%（同6.2%）、「専門業務型裁量労働制」が1.1%（同1.3%）、「企画業務型裁量労働制」が0.4%（同0.5%）となっている（第9表）。

第9表 みなし労働時間制の有無、種類別適用労働者数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	労働者計	みなし労働時間制の適用を受ける労働者	適用労働者数割合			みなし労働時間制の適用を受けない労働者
			事業場外労働のみなし労働時間制	専門業務型裁量労働制	企画業務型裁量労働制	
計	100.0	6.3	4.8	1.1	0.4	93.7
平成20年	100.0	7.9	6.2	1.3	0.5	92.1
1,000人以上	100.0	9.1	6.8	1.6	0.7	90.9
300～999人	100.0	7.0	5.6	1.2	0.3	93.0
100～299人	100.0	3.8	2.9	0.8	0.1	96.2
30～99人	100.0	3.9	3.1	0.6	0.1	96.1
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業	100.0	4.5	4.2	0.2	0.1	95.5
製造業	100.0	4.0	2.7	0.9	0.3	96.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.3	6.2	0.0	0.0	93.7
情報通信業	100.0	14.9	5.8	8.2	0.9	85.1
運輸業,郵便業	100.0	5.8	5.8	0.0	0.0	94.2
卸売業,小売業	100.0	8.6	7.4	0.8	0.4	91.4
金融業,保険業	100.0	13.7	12.1	0.0	1.5	86.3
不動産業,物品賃貸業	100.0	10.0	9.8	0.1	0.2	90.0
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	11.3	5.3	5.8	0.2	88.7
宿泊業,飲食サービス業	100.0	3.3	2.9	0.0	0.4	96.7
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	3.5	3.0	0.0	0.4	96.5
教育,学習支援業	100.0	5.8	4.6	1.0	0.2	94.2
医療,福祉	100.0	2.8	2.7	0.1	-	97.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	1.9	1.6	0.1	0.1	98.1
平成17年	100.0	8.3	7.0	1.1	0.2	91.7
18	100.0	8.0	6.5	1.4	0.2	92.0
19	100.0	7.3	5.8	1.3	0.3	92.7
20※	100.0	8.4	6.4	1.5	0.5	91.6
21※	100.0	6.8	5.1	1.3	0.4	93.2

注：平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年調査から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

2 定年制等

(1) 定年制

定年制を定めている企業数割合は91.8%（前年94.4%）となっており、そのうち「一律に定めている」企業数割合は98.5%（同98.4%）、「職種別に定めている」企業数割合は1.1%（同1.1%）となっている（第10表）。

第10表 定年制の有無、定年制の定め方別企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	定年制を定めている企業 ¹⁾				定年制を定めていない企業	
		一律に定めている	職種別に定めている	その他			
計	100.0	91.8	(100.0)	(98.5)	(1.1)	(0.4)	8.2
平成20年	100.0	94.4	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.5)	5.6
1,000人以上	100.0	99.3	(100.0)	(97.7)	(1.8)	(0.5)	0.7
300～999人	100.0	98.7	(100.0)	(98.8)	(1.1)	(0.1)	1.3
100～299人	100.0	97.7	(100.0)	(99.4)	(0.5)	(0.1)	2.3
30～99人	100.0	89.4	(100.0)	(98.2)	(1.3)	(0.6)	10.6
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	93.9	(100.0)	(100.0)	(-)	(-)	6.1
建設業	100.0	93.8	(100.0)	(93.6)	(4.4)	(2.1)	6.2
製造業	100.0	96.1	(100.0)	(99.3)	(0.5)	(0.3)	3.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	(100.0)	(96.3)	(3.1)	(0.6)	-
情報通信業	100.0	95.7	(100.0)	(99.7)	(0.2)	(0.2)	4.3
運輸業,郵便業	100.0	96.9	(100.0)	(98.8)	(1.2)	(-)	3.1
卸売業,小売業	100.0	92.2	(100.0)	(99.8)	(0.2)	(0.0)	7.8
金融業,保険業	100.0	97.0	(100.0)	(99.3)	(0.4)	(0.3)	3.0
不動産業,物品賃貸業	100.0	94.1	(100.0)	(95.3)	(1.6)	(3.0)	5.9
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	94.9	(100.0)	(97.6)	(2.3)	(0.0)	5.1
宿泊業,飲食サービス業	100.0	70.9	(100.0)	(99.9)	(0.1)	(0.1)	29.1
生活関連サービス業,娯楽業	100.0	86.0	(100.0)	(96.4)	(2.4)	(1.2)	14.0
教育,学習支援業	100.0	82.2	(100.0)	(96.5)	(-)	(3.5)	17.8
医療,福祉	100.0	80.3	(100.0)	(96.0)	(4.0)	(-)	19.7
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	86.1	(100.0)	(97.6)	(2.3)	(0.1)	13.9
平成17年	100.0	95.3	(100.0)	(97.6)	(1.8)	(0.6)	4.7
18	100.0	95.3	(100.0)	(98.1)	(1.1)	(0.8)	4.7
19	100.0	93.2	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.4)	6.8
20 [※]	100.0	94.7	(100.0)	(98.4)	(1.1)	(0.5)	5.3
21 [※]	100.0	92.7	(100.0)	(98.8)	(1.0)	(0.2)	7.3

注：1) ()内の数値は、定年制を定めている企業に対する割合である。

2) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(2) 一律定年制における定年年齢の状況

一律定年制を定めている企業について、定年年齢をみると、「63歳以上」とする企業数割合は、16.0%（前年13.5%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が4.1%（同3.4%）、300～999人が6.6%（同7.9%）、100～299人が10.0%（同8.1%）、30～99人が19.1%（同15.9%）となっている。産業別にみると、医療、福祉が37.7%（同18.6%）で最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業が5.0%（同6.0%）で最も低くなっている。

定年年齢を「65歳以上」とする企業数割合は、13.5%（同10.9%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が2.3%（同2.5%）、300～999人が4.7%（同5.0%）、100～299人が8.2%（同7.3%）、30～99人が16.3%（同12.7%）となっている。産業別にみると、医療、福祉が34.4%（同17.1%）で最も高く、金融業、保険業が3.2%（同2.6%）で最も低くなっている。（第11表）

第11表 一律定年制を定めている企業における定年年齢階級別企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 ¹⁾²⁾		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳以上	(再掲)63歳以上	(再掲)65歳以上
	[]	100.0									
計	[98.5]	100.0	82.4	0.3	1.3	2.3	0.2	12.7	0.7	16.0	13.5
平成20年	[98.4]	100.0	85.2	0.2	1.1	2.5	0.1	10.7	0.1	13.5	10.9
1,000人以上	[97.7]	100.0	94.3	0.5	1.1	1.6	0.1	2.3	-	4.1	2.3
300～999人	[98.8]	100.0	91.9	0.6	0.9	2.0	-	4.6	0.1	6.6	4.7
100～299人	[99.4]	100.0	88.0	0.6	1.3	1.9	-	7.5	0.6	10.0	8.2
30～99人	[98.2]	100.0	79.3	0.2	1.4	2.5	0.3	15.5	0.8	19.1	16.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0]	100.0	87.6	-	-	2.5	-	9.9	-	12.4	9.9
建設業	[93.6]	100.0	77.0	-	1.3	4.7	-	17.0	-	21.7	17.0
製造業	[99.3]	100.0	85.8	0.1	1.5	1.5	-	10.8	0.4	12.6	11.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[96.3]	100.0	92.5	0.5	2.0	1.6	-	3.4	-	5.0	3.4
情報通信業	[99.7]	100.0	86.4	0.6	0.6	1.4	-	10.0	1.0	12.4	11.0
運輸業、郵便業	[98.8]	100.0	69.7	0.1	2.9	5.8	1.0	18.3	2.3	27.3	20.5
卸売業、小売業	[99.8]	100.0	89.4	0.9	0.8	1.4	-	7.6	-	9.0	7.6
金融業、保険業	[99.3]	100.0	93.7	-	1.2	2.0	-	3.2	-	5.1	3.2
不動産業、物品賃貸業	[95.3]	100.0	85.1	-	0.6	1.4	-	12.7	0.2	14.3	12.9
学術研究、専門・技術サービス業	[97.6]	100.0	84.1	-	0.3	0.5	-	15.1	-	15.6	15.1
宿泊業、飲食サービス業	[99.9]	100.0	76.2	0.5	2.6	1.5	-	18.7	0.5	20.8	19.2
生活関連サービス業、娯楽業	[96.4]	100.0	87.3	0.4	0.1	3.2	-	8.5	0.4	12.1	8.9
教育、学習支援業	[96.5]	100.0	75.2	-	1.8	4.8	1.4	16.4	0.4	23.0	16.8
医療、福祉	[96.0]	100.0	61.6	0.4	0.3	3.4	-	32.7	1.7	37.7	34.4
サービス業(他に分類されないもの)	[97.6]	100.0	69.2	-	1.6	2.8	1.1	21.8	3.6	29.2	25.4
平成17年	[97.6]	100.0	91.1	0.5	1.1	0.9	0.0	6.1	0.1	7.1	6.2
18	[98.1]	100.0	90.5	0.5	1.7	0.9	0.0	6.2	0.2	7.3	6.3
19	[98.4]	100.0	86.6	0.2	2.5	1.5	0.0	9.0	0.0	10.6	9.1
20*	[98.4]	100.0	86.0	0.1	1.2	2.6	0.1	9.8	0.2	12.7	10.0
21*	[98.8]	100.0	82.5	0.3	1.2	2.2	0.1	12.8	0.9	16.0	13.6

注：1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2) 平成17年の「一律定年制を定めている企業」には、「59歳以下」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20*、21*は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(3) 定年後の措置

ア 勤務延長制度及び再雇用制度の実施状況

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度及び再雇用制度のどちらか又は両方の制度がある企業数割合は90.1%（前年90.0%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が97.7%（同98.3%）、300～999人が97.4%（同97.4%）、100～299人が95.3%（同96.2%）、30～99人が87.6%（同87.2%）となっている。産業別にみると、鉱業、採石業、砂利採取業が97.5%（同100.0%）で最も高く、サービス業（他に分類されないもの）が83.4%で最も低くなっている。

制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業数割合は11.3%（同11.0%）、「再雇用制度のみ」は64.6%（同70.9%）、「両制度併用」は14.2%（同8.1%）となっている。（第12表）

第12表 一律定年制を定めている企業における勤務延長制度、再雇用制度の有無別企業数割合

企業規模・産業・年	一律定年制を定めている企業 ¹⁾	制度がある企業	制度がある企業			制度がない企業	(再掲) 制度がある	
			勤務延長制度のみ	再雇用制度のみ	両制度併用		勤務延長制度（両制度併用を含む）	再雇用制度（両制度併用を含む）
計	[98.5] 100.0	90.1	11.3	64.6	14.2	9.9	25.5	78.8
平成20年	[98.4] 100.0	90.0	11.0	70.9	8.1	10.0	19.1	79.0
1,000人以上	[97.7] 100.0	97.7	2.8	89.5	5.4	2.3	8.2	94.9
300～999人	[98.8] 100.0	97.4	3.8	84.6	9.1	2.6	12.9	93.6
100～299人	[99.4] 100.0	95.3	9.2	76.2	9.9	4.7	19.1	86.0
30～99人	[98.2] 100.0	87.6	12.9	58.3	16.3	12.4	29.3	74.7
鉱業、採石業、砂利採取業	[100.0] 100.0	97.5	9.9	77.8	9.9	2.5	19.8	87.6
建設業	[93.6] 100.0	87.4	10.1	56.7	20.7	12.6	30.8	77.3
製造業	[99.3] 100.0	94.8	13.1	68.7	13.0	5.2	26.1	81.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[96.3] 100.0	97.3	3.8	90.4	3.1	2.7	6.9	93.6
情報通信業	[99.7] 100.0	87.9	6.2	70.6	11.1	12.1	17.3	81.7
運輸業、郵便業	[98.8] 100.0	86.3	14.1	54.8	17.5	13.7	31.5	72.3
卸売業、小売業	[99.8] 100.0	92.4	9.9	69.3	13.2	7.6	23.1	82.5
金融業、保険業	[99.3] 100.0	97.6	4.8	86.0	6.8	2.4	11.6	92.7
不動産業、物品賃貸業	[95.3] 100.0	88.3	7.2	69.8	11.3	11.7	18.4	81.1
学術研究、専門・技術サービス業	[97.6] 100.0	84.2	6.4	70.6	7.1	15.8	13.5	77.7
宿泊業、飲食サービス業	[99.9] 100.0	84.1	13.9	56.2	14.0	15.9	27.9	70.2
生活関連サービス業、娯楽業	[96.4] 100.0	86.7	7.8	62.4	16.5	13.3	24.3	79.0
教育、学習支援業	[96.5] 100.0	84.6	6.6	58.4	19.6	15.4	26.1	78.0
医療、福祉	[96.0] 100.0	84.4	14.2	51.9	18.3	15.6	32.5	70.1
サービス業（他に分類されないもの）	[97.6] 100.0	83.4	14.2	54.9	14.4	16.6	28.5	69.2
平成 17 年	[97.6] 100.0	77.0	14.1	50.5	12.4	23.0	26.5	62.9
18	[98.1] 100.0	76.3	13.6	53.1	9.6	23.7	23.2	62.7
19	[98.4] 100.0	90.2	12.6	66.7	10.9	9.8	23.5	77.6
20 ^{**}	[98.4] 100.0	91.6	11.2	72.2	8.2	8.4	19.4	80.4
21 ^{**}	[98.8] 100.0	90.1	11.5	65.6	12.9	9.9	24.5	78.5

注：1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、一律定年制を定めている企業数割合である。

2) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20^{**}、21^{**}は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

イ 勤務延長制度、再雇用制度の最高雇用年齢

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業のうち、最高雇用年齢を定めている企業数割合は、勤務延長制度がある企業で50.9%（前年50.8%）、再雇用制度がある企業で73.6%（同75.3%）となっている。

最高雇用年齢を定めている企業における最高雇用年齢をみると、「65歳以上」とする企業数割合は、勤務延長制度がある企業で90.8%（同84.4%）、再雇用制度がある企業で87.6%（同88.1%）となっている。（第13表）

第13表 最高雇用年齢の有無、最高雇用年齢階級別企業数割合

定年後の措置、 企業規模・産業・年	一律定年制で 定年後の制度 がある企業 ¹⁾		最高雇用 年齢を定めて いる企業 ²⁾³⁾		62歳	63歳	64歳	65歳	66歳 以上	(再掲) 65歳 以上	最高雇用 年齢を 定めて いない企業
勤務延長制度 ⁴⁾											
計	[25.5]	100.0	50.9	(100.0)	(-)	(7.8)	(1.3)	(76.1)	(14.8)	(90.8)	49.1
平成20年	[19.1]	100.0	50.8	(100.0)	(-)	(13.7)	(2.0)	(66.6)	(17.8)	(84.4)	49.2
1,000人以上	[8.2]	100.0	72.0	(100.0)	(-)	(6.2)	(1.8)	(89.9)	(2.1)	(92.0)	28.0
300～999人	[12.9]	100.0	59.1	(100.0)	(-)	(9.7)	(4.2)	(74.2)	(11.9)	(86.0)	40.9
100～299人	[19.1]	100.0	67.1	(100.0)	(-)	(7.1)	(2.1)	(80.0)	(10.8)	(90.9)	32.9
30～99人	[29.3]	100.0	47.0	(100.0)	(-)	(8.0)	(0.9)	(74.8)	(16.2)	(91.1)	53.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[19.8]	100.0	62.5	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	(100.0)	37.5
建設業	[30.8]	100.0	57.1	(100.0)	(-)	(20.2)	(6.3)	(65.5)	(8.0)	(73.5)	42.9
製造業	[26.1]	100.0	45.8	(100.0)	(-)	(3.8)	(1.0)	(85.5)	(9.7)	(95.2)	54.2
電気・ガス・熱供給・水道業	[6.9]	100.0	93.2	(100.0)	(-)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	(100.0)	6.8
情報通信業	[17.3]	100.0	50.2	(100.0)	(-)	(18.2)	(-)	(69.9)	(11.8)	(81.8)	49.8
運輸業、郵便業	[31.5]	100.0	51.8	(100.0)	(-)	(2.8)	(-)	(67.4)	(29.8)	(97.2)	48.2
卸売業、小売業	[23.1]	100.0	58.3	(100.0)	(-)	(5.1)	(1.5)	(86.5)	(6.9)	(93.4)	41.7
金融業、保険業	[11.6]	100.0	62.4	(100.0)	(-)	(19.9)	(-)	(80.1)	(-)	(80.1)	37.6
不動産業、物品賃貸業	[18.4]	100.0	55.7	(100.0)	(-)	(15.5)	(0.5)	(54.8)	(29.2)	(84.0)	44.3
学術研究、専門・技術サービス業	[13.5]	100.0	58.1	(100.0)	(-)	(1.9)	(-)	(84.9)	(13.2)	(98.1)	41.9
宿泊業、飲食サービス業	[27.9]	100.0	47.9	(100.0)	(-)	(14.3)	(-)	(75.2)	(10.5)	(85.7)	52.1
生活関連サービス業、娯楽業	[24.3]	100.0	48.4	(100.0)	(-)	(12.2)	(-)	(73.9)	(14.0)	(87.8)	51.6
教育、学習支援業	[26.1]	100.0	44.8	(100.0)	(-)	(17.9)	(-)	(46.1)	(36.0)	(82.1)	55.2
医療、福祉	[32.5]	100.0	26.8	(100.0)	(-)	(2.0)	(-)	(48.5)	(49.4)	(98.0)	73.2
サービス業(他に分類されないもの)	[28.5]	100.0	47.2	(100.0)	(-)	(9.1)	(-)	(52.3)	(38.6)	(90.9)	52.8
平成 17 年	[26.5]	100.0	43.2	(100.0)	(4.1)	(5.2)	(0.8)	(75.1)	(12.2)	(87.2)	56.8
18	[23.2]	100.0	45.5	(100.0)	(4.5)	(6.1)	(0.0)	(77.3)	(11.5)	(88.7)	54.5
19	[23.5]	100.0	56.2	(100.0)	(6.4)	(5.0)	(0.3)	(80.3)	(8.0)	(88.3)	43.8
20*	[19.4]	100.0	48.8	(100.0)	(-)	(11.1)	(1.4)	(64.3)	(23.3)	(87.6)	51.2
21*	[24.5]	100.0	52.0	(100.0)	(-)	(8.0)	(1.9)	(71.4)	(18.7)	(90.1)	48.0
再雇用制度 ⁴⁾											
計	[78.8]	100.0	73.6	(100.0)	(-)	(9.0)	(3.4)	(83.1)	(4.5)	(87.6)	26.4
平成20年	[79.0]	100.0	75.3	(100.0)	(-)	(7.7)	(4.1)	(84.8)	(3.4)	(88.1)	24.7
1,000人以上	[94.9]	100.0	91.2	(100.0)	(-)	(10.2)	(7.2)	(80.9)	(1.7)	(82.5)	8.8
300～999人	[93.6]	100.0	86.2	(100.0)	(-)	(11.0)	(6.1)	(80.3)	(2.5)	(82.9)	13.8
100～299人	[86.0]	100.0	81.7	(100.0)	(-)	(10.2)	(4.4)	(80.4)	(5.0)	(85.4)	18.3
30～99人	[74.7]	100.0	68.4	(100.0)	(-)	(8.1)	(2.4)	(84.9)	(4.7)	(89.5)	31.6
鉱業、採石業、砂利採取業	[87.6]	100.0	79.3	(100.0)	(-)	(-)	(1.3)	(98.7)	(-)	(98.7)	20.7
建設業	[77.3]	100.0	74.2	(100.0)	(-)	(11.7)	(2.6)	(83.3)	(2.4)	(85.7)	25.8
製造業	[81.7]	100.0	73.9	(100.0)	(-)	(7.5)	(4.9)	(82.2)	(5.4)	(87.6)	26.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[93.6]	100.0	93.3	(100.0)	(-)	(9.2)	(5.4)	(83.3)	(2.2)	(85.4)	6.7
情報通信業	[81.7]	100.0	78.0	(100.0)	(-)	(12.4)	(4.7)	(80.7)	(2.3)	(82.9)	22.0
運輸業、郵便業	[72.3]	100.0	62.7	(100.0)	(-)	(8.4)	(5.2)	(74.1)	(12.2)	(86.3)	37.3
卸売業、小売業	[82.5]	100.0	78.1	(100.0)	(-)	(10.3)	(1.7)	(85.8)	(2.2)	(88.0)	21.9
金融業、保険業	[92.7]	100.0	89.8	(100.0)	(-)	(8.3)	(6.5)	(84.4)	(0.9)	(85.2)	10.2
不動産業、物品賃貸業	[81.1]	100.0	80.7	(100.0)	(-)	(5.0)	(1.6)	(89.0)	(4.4)	(93.4)	19.3
学術研究、専門・技術サービス業	[77.7]	100.0	90.0	(100.0)	(-)	(5.3)	(5.7)	(82.3)	(6.7)	(89.0)	10.0
宿泊業、飲食サービス業	[70.2]	100.0	56.2	(100.0)	(-)	(14.4)	(-)	(83.8)	(1.8)	(85.6)	43.8
生活関連サービス業、娯楽業	[79.0]	100.0	74.5	(100.0)	(-)	(7.3)	(2.4)	(85.8)	(4.5)	(90.3)	25.5
教育、学習支援業	[78.0]	100.0	66.7	(100.0)	(-)	(4.3)	(1.2)	(87.1)	(7.4)	(94.5)	33.3
医療、福祉	[70.1]	100.0	57.2	(100.0)	(-)	(4.1)	(-)	(81.3)	(14.6)	(95.9)	42.8
サービス業(他に分類されないもの)	[69.2]	100.0	67.7	(100.0)	(-)	(8.9)	(3.6)	(84.5)	(3.0)	(87.5)	32.3
平成 17 年	[62.9]	100.0	46.5	(100.0)	(7.2)	(7.7)	(0.9)	(74.0)	(8.3)	(82.3)	53.5
18	[62.7]	100.0	53.8	(100.0)	(7.8)	(6.7)	(0.9)	(76.6)	(6.3)	(82.9)	46.2
19	[77.6]	100.0	76.6	(100.0)	(5.0)	(6.6)	(0.7)	(84.8)	(2.9)	(87.7)	23.4
20*	[80.4]	100.0	76.1	(100.0)	(-)	(6.9)	(3.9)	(85.2)	(3.9)	(89.1)	23.9
21*	[78.5]	100.0	76.1	(100.0)	(-)	(9.3)	(3.7)	(81.7)	(5.3)	(87.0)	23.9

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業数割合である。

2) 「最高雇用年齢を定めている企業」の平成17年には「60歳」「61歳」の平成18年には「61歳」を含む。

3) ()内の数値は、最高雇用年齢を定めている企業に対する割合である。

4) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

5) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

ウ 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲

一律定年制を定めており、かつ勤務延長制度又は再雇用制度がある企業について、勤務延長制度、再雇用制度の適用となる対象者の範囲をみると、勤務延長制度のある企業は、「原則として希望者全員」とする企業数割合が最も多く、56.6%（前年 58.7%）となっている。再雇用制度のある企業は、「基準に適合する者全員」とする企業数割合が最も多く、49.9%（同 51.2%）となっている。（第 14 表）

第 14 表 勤務延長制度、再雇用制度の適用対象者の範囲別企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	勤務延長制度 ¹⁾					再雇用制度 ¹⁾				
	一律定年制で定年後の制度がある企業 ²⁾	原則として希望者全員	基準に適合する者全員	その他 ³⁾		一律定年制で定年後の制度がある企業 ²⁾	原則として希望者全員	基準に適合する者全員	その他 ³⁾	
計	[25.5]	100.0	56.6	35.5	7.8	[78.8]	100.0	44.0	49.9	6.2
平成20年	[19.1]	100.0	58.7	33.5	7.8	[79.0]	100.0	43.3	51.2	5.5
1,000人以上	[8.2]	100.0	28.8	55.2	15.9	[94.9]	100.0	19.2	77.5	3.3
300～999人	[12.9]	100.0	40.5	44.8	14.7	[93.6]	100.0	29.6	67.6	2.7
100～299人	[19.1]	100.0	54.9	39.5	5.6	[86.0]	100.0	38.2	58.0	3.8
30～99人	[29.3]	100.0	57.9	34.2	7.9	[74.7]	100.0	48.7	43.7	7.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[19.8]	100.0	62.5	37.5	-	[87.6]	100.0	43.5	50.8	5.6
建設業	[30.8]	100.0	61.6	37.9	0.5	[77.3]	100.0	49.5	46.7	3.8
製造業	[26.1]	100.0	63.3	28.1	8.7	[81.7]	100.0	48.0	47.3	4.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[6.9]	100.0	77.3	15.9	6.8	[93.6]	100.0	19.6	78.9	1.5
情報通信業	[17.3]	100.0	37.0	42.0	21.1	[81.7]	100.0	32.5	54.9	12.7
運輸業、郵便業	[31.5]	100.0	57.4	36.0	6.6	[72.3]	100.0	43.3	48.6	8.1
卸売業、小売業	[23.1]	100.0	51.9	42.1	6.0	[82.5]	100.0	43.6	51.4	5.0
金融業、保険業	[11.6]	100.0	39.4	46.0	14.6	[92.7]	100.0	25.6	70.7	3.6
不動産業、物品賃貸業	[18.4]	100.0	43.5	53.5	3.0	[81.1]	100.0	30.7	60.4	8.9
学術研究、専門・技術サービス業	[13.5]	100.0	46.6	30.4	23.0	[77.7]	100.0	31.0	62.3	6.6
宿泊業、飲食サービス業	[27.9]	100.0	65.6	24.2	10.2	[70.2]	100.0	41.3	50.1	8.6
生活関連サービス業、娯楽業	[24.3]	100.0	55.6	30.2	14.1	[79.0]	100.0	43.7	42.6	13.7
教育、学習支援業	[26.1]	100.0	47.7	43.3	9.0	[78.0]	100.0	48.4	43.0	8.7
医療、福祉	[32.5]	100.0	59.7	28.6	11.7	[70.1]	100.0	45.8	49.8	4.4
サービス業(他に分類されないもの)	[28.5]	100.0	45.6	46.7	7.7	[69.2]	100.0	43.2	51.8	5.0
平成 17 年	[26.5]	100.0	28.1	11.1	60.8	[62.9]	100.0	20.9	13.0	66.0
18	[23.2]	100.0	35.6	16.3	48.2	[62.7]	100.0	29.7	19.0	51.2
19	[23.5]	100.0	58.1	31.6	10.3	[77.6]	100.0	43.2	50.8	6.0
20 ^{**}	[19.4]	100.0	57.9	33.2	8.9	[80.4]	100.0	42.2	52.5	5.3
21 ^{**}	[24.5]	100.0	56.5	36.5	7.0	[78.5]	100.0	45.1	49.0	5.9

注：1) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

2) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業数割合である。

3) 平成17、18年の「その他」には、「会社が特に必要と認めた者に限る」、「適用対象者の範囲不明」を含む。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20^{**}、21^{**}は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(4) 定年制を定めている企業における65歳以上の人が働くことができる仕組み

定年制を定めている企業のうち、希望する人や企業の必要とする人が65歳以上になっても働くことができる仕組みがある企業数割合は、45.8%（前年46.6%）となっている。企業規模別にみると、1,000人以上が35.0%（同34.7%）、300～999人が37.9%（同39.4%）、100～299人が41.2%（同41.9%）、30～99人が48.3%（同48.9%）となっている。産業別にみると、医療、福祉が62.7%（同45.8%）で最も高く、電気・ガス・熱供給・水道業が21.8%（同30.4%）、金融業、保険業が21.8%（同34.3%）で最も低くなっている。

仕組みがある企業のうち、実際に65歳以上の人が働いている企業数割合は78.8%（同73.2%）となっており、そのうち、上限年齢を定めていない企業数割合は84.1%（同85.2%）となっている。（第15表）

第15表 定年制を定めている企業における65歳以上の人が働くことができる仕組み、65歳以上の人が働いている企業の有無、上限年齢の定めの有無別企業数割合

企業規模・産業	仕組みがある企業 ¹⁾	65歳以上の人が働いている企業 ²⁾	上限年齢を定めている			65歳以上の人が働いていない企業
			上限年齢を定めている		上限年齢を定めていない	
			65歳～69歳	70歳以上		
計	[45.8] 100.0	78.8 (100.0)	(5.7)	(10.2)	(84.1)	21.2
平成20年	[46.6] 100.0	73.2 (100.0)	(6.6)	(8.3)	(85.2)	26.8
1,000人以上	[35.0] 100.0	87.5 (100.0)	(10.5)	(10.5)	(79.0)	12.5
300～999人	[37.9] 100.0	82.6 (100.0)	(8.5)	(9.8)	(81.8)	17.4
100～299人	[41.2] 100.0	80.6 (100.0)	(5.8)	(16.4)	(77.9)	19.4
30～99人	[48.3] 100.0	77.8 (100.0)	(5.4)	(8.5)	(86.1)	22.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[46.3] 100.0	78.6 (100.0)	(9.2)	(-)	(90.8)	21.4
建設業	[45.9] 100.0	82.1 (100.0)	(11.6)	(9.6)	(78.9)	17.9
製造業	[49.2] 100.0	86.4 (100.0)	(4.2)	(8.5)	(87.3)	13.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[21.8] 100.0	74.4 (100.0)	(14.8)	(5.6)	(79.6)	25.6
情報通信業	[29.0] 100.0	24.2 (100.0)	(4.9)	(3.8)	(91.3)	75.8
運輸業、郵便業	[56.2] 100.0	90.6 (100.0)	(3.7)	(15.2)	(81.1)	9.4
卸売業、小売業	[40.1] 100.0	67.2 (100.0)	(6.9)	(6.9)	(86.1)	32.8
金融業、保険業	[21.8] 100.0	80.1 (100.0)	(19.7)	(9.3)	(71.0)	19.9
不動産業、物品賃貸業	[38.9] 100.0	73.1 (100.0)	(2.5)	(17.6)	(79.9)	26.9
学術研究、専門・技術サービス業	[37.7] 100.0	76.6 (100.0)	(1.7)	(9.1)	(89.2)	23.4
宿泊業、飲食サービス業	[52.5] 100.0	80.5 (100.0)	(4.2)	(7.9)	(88.0)	19.5
生活関連サービス業、娯楽業	[42.7] 100.0	76.0 (100.0)	(13.3)	(11.1)	(75.6)	24.0
教育、学習支援業	[44.0] 100.0	72.7 (100.0)	(1.2)	(23.7)	(75.1)	27.3
医療、福祉	[62.7] 100.0	76.2 (100.0)	(13.4)	(11.3)	(75.3)	23.8
サービス業(他に分類されないもの)	[50.0] 100.0	80.1 (100.0)	(4.0)	(14.8)	(81.2)	19.9

注：1) []内の数値は、定年制を定めている企業のうち、65歳以上の人が働くことができる仕組みがある企業数割合である。

2) ()内の数値は、65歳以上の人が働いている企業に対する割合である。

3) 平成19年以前は、この項目について調査していない。

3 賃金制度

(1) 基本給

ア 決定要素

基本給の決定要素別（複数回答）に企業数割合をみると、管理職では、「職務・職種など仕事の内容」が77.1%（本社30人以上77.9%、前年平成13年72.8%）で最も高く、次いで「職務遂行能力」が68.5%（同69.9%、同79.7%）となっている。管理職以外でも、「職務・職種など仕事の内容」が71.8%（同72.7%、同70.6%）で最も高く、次いで「職務遂行能力」が67.5%（同69.3%、同77.3%）となっている。（第16表）

第16表 職層、基本給の決定要素別企業数割合

職層、企業規模・産業・年	全企業 ¹⁾	基本給の決定要素（複数回答）					
		職務・職種など仕事の内容	職務遂行能力	業績・成果	学歴、年齢・勤続年数など	学歴	年齢・勤続年数など
<管理職>							
計	100.0	77.1	68.5	45.4	57.8	16.5	56.6
1,000人以上	100.0	70.9	77.3	70.0	35.2	11.7	33.1
300～999人	100.0	75.8	74.8	64.2	51.0	19.4	48.7
100～299人	100.0	75.3	73.8	53.1	57.8	20.6	56.6
30～99人	100.0	77.9	66.2	40.9	59.0	15.2	58.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.5	72.2	44.3	67.4	17.9	65.0
建設業	100.0	74.8	74.7	39.2	72.9	17.5	70.8
製造業	100.0	79.2	74.7	50.1	63.1	20.1	61.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	61.7	77.5	57.5	65.7	26.8	62.7
情報通信業	100.0	72.5	76.6	60.8	53.2	20.5	52.1
運輸業、郵便業	100.0	78.3	49.9	27.3	46.7	8.7	44.9
卸売業、小売業	100.0	75.3	69.3	51.6	57.2	18.4	56.9
金融業、保険業	100.0	83.4	80.6	59.7	47.4	12.2	46.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	75.4	73.5	52.4	59.8	17.0	58.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	79.9	80.1	52.3	66.6	24.0	66.0
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.4	59.8	39.0	47.9	12.4	45.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	74.8	61.7	37.1	56.2	9.3	55.8
教育、学習支援業	100.0	81.3	69.4	43.8	54.9	19.9	51.1
医療、福祉	100.0	88.9	66.7	25.3	48.5	13.8	47.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	75.8	60.1	37.9	48.3	9.4	47.4
平成10年	100.0	70.1	69.6	55.1	72.6
13	100.0	72.8	79.7	64.2	73.9	31.8	72.5
21 [※]	100.0	77.9	69.9	46.9	55.9	16.5	54.9
<管理職以外>							
計	100.0	71.8	67.5	44.4	65.5	20.5	63.7
1,000人以上	100.0	66.2	80.0	65.3	60.3	21.0	56.7
300～999人	100.0	68.6	75.8	60.8	68.3	28.6	64.6
100～299人	100.0	69.8	70.8	51.8	67.6	26.0	65.6
30～99人	100.0	72.9	65.5	40.3	64.8	18.2	63.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	80.5	69.8	51.3	73.7	27.2	69.0
建設業	100.0	66.8	73.1	35.4	76.5	18.6	74.2
製造業	100.0	72.6	72.4	47.0	71.7	26.6	69.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	56.9	80.1	58.6	80.0	33.1	77.4
情報通信業	100.0	64.5	76.2	58.2	69.6	29.4	67.0
運輸業、郵便業	100.0	71.3	45.3	36.2	56.5	7.7	54.8
卸売業、小売業	100.0	72.4	70.5	52.1	66.2	21.6	64.8
金融業、保険業	100.0	72.1	78.2	58.5	58.0	14.0	57.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	70.6	73.6	53.3	69.6	20.5	68.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	76.1	79.7	54.0	74.1	29.2	72.7
宿泊業、飲食サービス業	100.0	74.6	62.3	33.1	53.2	17.0	49.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	65.7	59.7	34.0	55.7	12.2	55.1
教育、学習支援業	100.0	75.0	65.6	44.3	64.1	24.1	62.4
医療、福祉	100.0	88.4	61.8	19.8	56.5	15.5	55.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	74.7	60.1	36.9	52.6	13.7	50.9
平成10年	100.0	68.8	69.2	55.3	78.5
13	100.0	70.6	77.3	62.3	80.6	34.2	79.0
21 [※]	100.0	72.7	69.3	46.6	65.4	20.9	63.7

注：1) 平成10年調査は12月末日現在、13年、21年調査は1月1日現在である。
 2) 平成10年、13年、21年※は、基本給の決定要素として、「職務・職種など仕事の内容」、「職務遂行能力」、「業績・成果」、「学歴、年齢・勤続年数など」のいずれか1つ以上に回答があった企業を100としている。
 3) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。
 21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

イ 基本給の決定要素となる「業績・成果」の主な内容【新規調査項目】

「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業について、その主な内容をみると、管理職、管理職以外ともに、「短期の個人の業績・成果」とする割合が最も多く（管理職 26.5%、管理職以外 50.9%）、次いで「長期の個人の業績・成果」（管理職 24.7%、管理職以外 28.5%）となっている（第17表）。

第17表 基本給の決定要素となる「業績・成果」の主な内容別企業数割合

（単位：％）

職層、企業規模・産業	「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業		「業績・成果」の主な内容						
			短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果	その他
<管理職>									
計	[45.4]	100.0	26.5	24.7	11.5	5.8	14.1	13.7	2.4
1,000人以上	[70.0]	100.0	39.6	23.5	13.6	6.1	8.9	5.0	2.5
300～999人	[64.2]	100.0	35.5	22.7	10.3	6.5	11.9	8.5	3.5
100～299人	[53.1]	100.0	29.4	25.4	12.2	6.9	12.7	10.4	2.6
30～99人	[40.9]	100.0	23.5	24.8	11.3	5.2	15.2	16.0	2.2
鉱業、採石業、砂利採取業	[44.3]	100.0	31.6	33.3	15.7	-	5.2	12.3	-
建設業	[39.2]	100.0	16.6	33.8	13.0	11.2	7.4	12.7	2.7
製造業	[50.1]	100.0	24.8	25.7	10.6	5.9	14.5	13.2	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	[57.5]	100.0	49.1	23.8	8.4	1.7	7.8	3.1	6.0
情報通信業	[60.8]	100.0	30.6	21.6	9.0	14.5	11.8	11.9	0.6
運輸業、郵便業	[27.3]	100.0	30.4	28.4	6.0	3.4	4.6	20.4	6.8
卸売業、小売業	[51.6]	100.0	25.3	19.0	16.9	4.3	20.6	13.2	0.5
金融業、保険業	[59.7]	100.0	29.2	29.8	17.7	6.5	8.2	3.6	4.3
不動産業、物品賃貸業	[52.4]	100.0	28.4	24.1	11.9	7.6	12.9	6.4	6.0
学術研究、専門・技術サービス業	[52.3]	100.0	41.5	16.1	13.0	4.8	7.0	11.1	6.0
宿泊業、飲食サービス業	[39.0]	100.0	28.1	26.6	4.7	1.9	19.1	19.4	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	[37.1]	100.0	42.9	22.9	1.8	1.6	6.8	17.1	6.7
教育、学習支援業	[43.8]	100.0	19.8	31.2	6.7	12.0	16.0	11.7	2.5
医療、福祉	[25.3]	100.0	13.9	17.9	16.4	11.9	14.2	19.4	6.4
サービス業(他に分類されないもの)	[37.9]	100.0	25.1	35.4	9.1	3.0	9.1	14.0	1.2
<管理職以外>									
計	[44.4]	100.0	50.9	28.5	3.4	2.2	7.2	4.9	2.3
1,000人以上	[65.3]	100.0	58.7	28.8	3.9	0.5	3.1	2.6	1.9
300～999人	[60.8]	100.0	53.9	29.2	2.8	1.8	4.9	2.9	3.5
100～299人	[51.8]	100.0	49.6	31.7	2.7	1.8	8.5	2.2	2.8
30～99人	[40.3]	100.0	50.6	27.3	3.7	2.4	7.2	6.2	2.0
鉱業、採石業、砂利採取業	[51.3]	100.0	49.9	33.3	-	-	-	10.7	4.5
建設業	[35.4]	100.0	40.6	45.9	6.8	-	1.0	2.7	0.2
製造業	[47.0]	100.0	48.3	30.0	2.6	2.8	8.7	4.7	2.0
電気・ガス・熱供給・水道業	[58.6]	100.0	64.2	22.4	0.8	-	3.6	3.1	5.9
情報通信業	[58.2]	100.0	53.8	29.2	4.5	4.5	6.6	1.2	0.1
運輸業、郵便業	[36.2]	100.0	63.2	17.3	1.1	-	3.0	6.2	9.2
卸売業、小売業	[52.1]	100.0	54.4	24.8	5.1	2.5	8.9	3.6	0.5
金融業、保険業	[58.5]	100.0	53.3	35.1	1.5	0.4	4.8	0.8	3.3
不動産業、物品賃貸業	[53.3]	100.0	56.6	29.0	2.3	0.1	3.4	2.1	3.8
学術研究、専門・技術サービス業	[54.0]	100.0	57.6	21.0	2.7	0.7	2.3	7.6	8.1
宿泊業、飲食サービス業	[33.1]	100.0	39.3	26.0	1.9	1.7	19.5	11.3	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	[34.0]	100.0	49.9	21.5	1.7	4.0	5.7	9.3	7.9
教育、学習支援業	[44.3]	100.0	42.9	33.2	3.0	7.8	7.0	4.9	1.2
医療、福祉	[19.8]	100.0	47.6	24.3	-	5.4	10.4	5.4	7.0
サービス業(他に分類されないもの)	[36.9]	100.0	44.8	40.4	1.5	0.7	2.5	8.8	1.2

注： []内の数値は、全企業のうち、「業績・成果」を基本給の決定要素とする企業数割合であり、「業績・成果の内容不明」を含む。

(2) 賞与

ア 主たる決定要素【新規調査項目】

平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業について、賞与の額の主たる決定要素をみると、管理職、管理職以外のいずれにおいても半数以上の企業が何らかの「業績・成果」を賞与の決定要素としており、なかでも「短期の個人の業績・成果」とする企業が（管理職 18.1%、管理職以外 30.4%）最も多くなっている（第18表）。

第18表 賞与の主たる決定要素別企業数割合

(単位：%)

職層、企業規模・産業	賞与を支給した企業	「業績・成果」の内容							基本給を基準としている	特に明確なルールはない	
		「業績・成果」の内容									
		「業績・成果」を基準としている	短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果			その他
<管理職>											
計	[88.3] 100.0	57.6	18.1	5.9	6.8	1.9	17.2	6.1	1.7	30.9	8.8
1,000人以上	[98.4] 100.0	76.6	34.2	4.1	10.8	2.1	19.3	4.2	1.9	21.8	0.6
300～999人	[97.8] 100.0	69.0	27.9	5.9	8.2	2.0	18.9	4.4	1.6	27.7	2.0
100～299人	[93.6] 100.0	59.6	21.4	4.5	8.3	1.9	16.2	5.4	1.9	33.1	6.7
30～99人	[85.7] 100.0	55.3	15.7	6.3	6.0	1.9	17.3	6.5	1.6	30.8	10.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[87.6] 100.0	53.1	22.0	7.9	5.3	1.0	14.2	2.6	-	36.3	7.9
建設業	[83.9] 100.0	54.5	13.4	6.6	11.2	0.5	14.6	6.9	1.2	33.2	8.8
製造業	[92.4] 100.0	63.9	22.3	4.7	7.1	1.7	19.2	6.8	2.2	27.7	7.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	50.9	22.2	7.5	3.3	-	12.9	3.0	2.0	47.0	1.1
情報通信業	[88.4] 100.0	64.9	24.6	3.2	8.1	5.9	16.6	3.1	3.3	29.0	4.6
運輸業、郵便業	[86.3] 100.0	37.7	13.9	6.2	1.0	-	13.8	1.6	1.2	41.0	17.0
卸売業、小売業	[91.5] 100.0	65.7	17.8	7.1	8.8	2.9	20.3	7.1	1.8	25.9	5.8
金融業、保険業	[95.1] 100.0	65.5	24.8	4.9	13.7	1.7	11.9	3.8	4.7	32.0	1.7
不動産業、物品賃貸業	[95.5] 100.0	56.9	18.3	4.7	8.8	1.1	15.8	5.7	2.5	29.2	6.7
学術研究、専門・技術サービス業	[92.9] 100.0	51.9	21.8	4.3	7.5	2.7	12.1	2.6	1.0	39.7	6.4
宿泊業、飲食サービス業	[72.5] 100.0	46.2	13.7	6.4	2.1	0.1	14.1	9.6	0.2	29.6	14.5
生活関連サービス業、娯楽業	[82.4] 100.0	47.7	12.1	8.9	1.8	0.7	17.9	4.7	1.7	39.1	11.8
教育、学習支援業	[87.8] 100.0	57.6	16.2	6.1	11.5	3.0	15.2	4.2	1.4	31.1	8.7
医療、福祉	[87.2] 100.0	41.1	9.0	5.9	5.6	0.3	15.9	4.2	0.2	47.9	9.4
サービス業(他に分類されないもの)	[83.0] 100.0	49.3	16.1	5.4	4.6	3.3	12.4	7.0	0.4	34.5	11.6
<管理職以外>											
計	[88.3] 100.0	58.9	30.4	6.3	1.9	0.6	13.6	4.2	1.8	32.5	8.0
1,000人以上	[98.4] 100.0	71.5	44.1	5.0	2.9	0.8	13.1	3.5	2.1	27.6	0.3
300～999人	[97.8] 100.0	66.2	38.6	6.2	3.0	1.3	13.0	2.5	1.6	31.7	1.8
100～299人	[93.6] 100.0	58.9	32.3	5.9	2.4	0.4	13.1	2.7	2.1	34.6	6.0
30～99人	[85.7] 100.0	57.8	28.6	6.5	1.7	0.6	13.9	4.8	1.8	32.1	9.4
鉱業、採石業、砂利採取業	[87.6] 100.0	57.5	31.8	7.9	-	1.0	14.2	2.6	-	37.2	5.3
建設業	[83.9] 100.0	55.3	25.5	5.8	4.7	0.1	12.6	4.3	2.4	34.7	10.0
製造業	[92.4] 100.0	61.2	32.9	5.0	1.5	0.5	14.7	4.5	2.2	31.1	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	46.9	24.0	5.6	0.5	-	11.4	3.0	2.4	52.1	1.1
情報通信業	[88.4] 100.0	66.0	43.7	4.7	1.2	1.7	10.2	3.9	0.6	32.1	1.9
運輸業、郵便業	[86.3] 100.0	47.6	25.1	4.6	0.5	-	11.8	2.5	3.1	35.4	15.4
卸売業、小売業	[91.5] 100.0	66.3	33.2	8.9	3.1	0.7	14.9	3.8	1.8	28.9	4.2
金融業、保険業	[95.1] 100.0	64.3	45.2	5.2	2.9	-	5.5	2.3	3.2	33.0	1.7
不動産業、物品賃貸業	[95.5] 100.0	61.1	38.6	4.5	1.0	1.1	11.7	2.9	1.3	33.7	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	[92.9] 100.0	52.9	37.8	4.6	-	1.3	6.0	2.4	0.7	40.8	6.4
宿泊業、飲食サービス業	[72.5] 100.0	54.4	21.1	9.3	0.5	0.2	12.6	8.8	1.9	30.3	15.3
生活関連サービス業、娯楽業	[82.4] 100.0	49.6	17.8	9.2	1.4	1.9	16.5	1.2	1.7	40.4	8.3
教育、学習支援業	[87.8] 100.0	60.3	34.0	6.3	2.2	3.9	11.1	2.7	0.1	32.5	7.2
医療、福祉	[87.2] 100.0	42.3	12.3	8.3	2.5	-	15.6	3.0	0.5	46.6	6.9
サービス業(他に分類されないもの)	[83.0] 100.0	52.7	26.1	4.4	1.0	0.2	14.0	6.5	0.6	34.1	13.1

注： []内の数値は、全企業のうち、平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業数割合であり、「主たる決定要素不明」を含む。

イ 従たる決定要素【新規調査項目】

平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業について、賞与の額の主たる決定要素別に従たる決定要素をみると、主たる決定要素のいずれの場合も、従たる決定要素がある企業のほとんどが「業績・成果」を従たる決定要素としている（第19表）。

第19表 賞与の従たる決定要素別企業数割合

（単位：％）

職層、主たる決定要素	主たる決定要素がある企業	従たる要素がある	「業績・成果」を基準としている	「業績・成果」の内容							基本給を基準としている	従たる要素がない	
				短期の個人の業績・成果	長期の個人の業績・成果	短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	短期の事業部門、会社の業績・成果	長期の事業部門、会社の業績・成果	その他			
<管理職>													
計	[88.5]	100.0	56.4	45.6	18.7	5.2	4.1	1.9	10.3	3.0	2.4	10.7	43.6
「業績・成果」を基準としている	[57.6]	100.0	60.8	44.3	16.4	4.5	4.8	2.8	11.3	2.9	1.5	16.5	39.2
短期の個人の業績・成果	[18.1]	100.0	60.9	40.8	・	5.5	5.9	0.2	25.0	1.8	2.4	20.1	39.1
長期の個人の業績・成果	[5.9]	100.0	56.5	40.3	12.5	・	3.3	5.9	4.8	10.5	3.4	16.2	43.5
短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[6.8]	100.0	65.5	53.7	24.3	0.7	・	12.0	16.0	0.2	0.5	11.8	34.5
長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[1.9]	100.0	47.8	45.0	6.4	13.5	18.1	・	1.0	6.0	-	2.9	52.2
短期の事業部門、会社の業績・成果	[17.2]	100.0	64.2	50.4	37.2	2.7	6.4	0.3	・	2.9	0.9	13.8	35.8
長期の事業部門、会社の業績・成果	[6.1]	100.0	60.2	38.1	7.1	13.5	1.3	5.8	9.5	・	1.0	22.1	39.8
その他	[1.7]	100.0	37.0	16.8	6.8	0.1	-	-	3.0	7.0	・	20.2	63.0
基本給を基準としている	[30.9]	100.0	48.1	48.1	23.0	6.4	2.8	0.3	8.5	3.2	4.0	・	51.9
<管理職以外>													
計	[91.4]	100.0	53.4	41.8	19.4	4.8	2.4	0.6	9.4	2.7	2.5	11.6	46.6
「業績・成果」を基準としている	[58.9]	100.0	55.3	37.2	13.4	4.0	3.2	0.7	10.7	2.9	2.2	18.1	44.7
短期の個人の業績・成果	[30.4]	100.0	51.0	31.6	・	3.3	5.0	0.1	18.1	2.2	3.0	19.3	49.0
長期の個人の業績・成果	[6.3]	100.0	50.1	33.3	10.8	・	2.4	4.9	4.1	7.4	3.7	16.8	49.9
短期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[1.9]	100.0	68.4	53.6	32.3	1.5	・	1.5	17.4	0.1	0.8	14.8	31.6
長期の課、班、プロジェクトチーム別の業績・成果	[0.6]	100.0	54.8	54.4	0.4	29.2	16.2	・	-	8.5	-	0.4	45.2
短期の事業部門、会社の業績・成果	[13.6]	100.0	65.5	50.6	43.5	2.8	0.7	0.0	・	3.0	0.6	14.9	34.5
長期の事業部門、会社の業績・成果	[4.2]	100.0	61.8	39.0	11.5	18.7	0.7	1.1	5.5	・	1.4	22.9	38.2
その他	[1.8]	100.0	39.3	16.6	11.1	0.0	-	-	-	5.5	・	22.7	60.7
基本給を基準としている	[32.5]	100.0	50.1	50.1	30.1	6.2	1.0	0.3	6.9	2.4	3.1	・	49.9

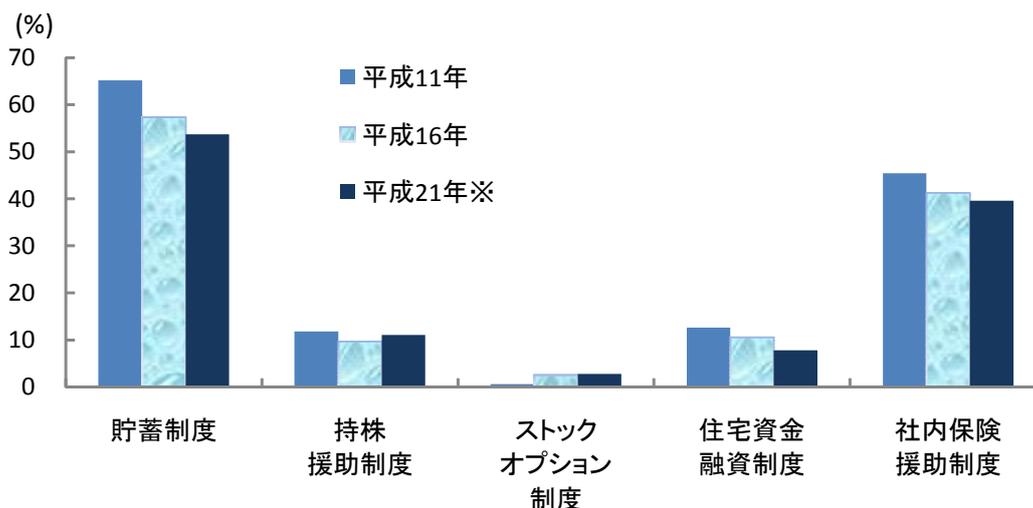
注： []内の数値は、平成20年（又は平成19会計年度）中に賞与を支給した企業のうち、該当する主たる決定要素がある企業数割合で、主たる決定要素計は、「特に明確なルールがない」、「主たる決定要素不明」を含まない。

4 資産形成に関する援助制度

(1) 資産形成に関する援助制度の種類別の状況

労働者の資産形成に関する援助制度について種類別（複数回答）にみると、「貯蓄制度」51.2%（本社30人以上53.7%、前回平成16年57.4%）、「持株援助制度」9.6%（同11.1%、同9.7%）、「ストックオプション制度」2.5%（同2.8%、同2.6%）、「住宅資金融資制度」6.9%（同7.8%、同10.6%）、「社内保険援助制度」36.8%（同39.6%、同41.3%）となっている（第2図、第20表）。

第2図 労働者の資産形成に関する援助制度の種類別企業数割合（複数回答）



第20表 労働者の資産形成に関する援助制度の種類別企業数割合

(単位：%)

年	全企業	援助制度の種類（複数回答）				
		貯蓄制度	持株援助制度	ストックオプション制度	住宅資金融資制度	社内保険援助制度
計	100.0	51.2	9.6 (10.5)	2.5 (2.8)	6.9	36.8
平成11年	100.0	65.2	11.8 (13.1)	0.6 (0.6)	12.6	45.4
16	100.0	57.4	9.7 (10.6)	2.6 (2.9)	10.6	41.3
21※	100.0	53.7	11.1 (12.1)	2.8 (3.0)	7.8	39.6

注：1) 「持株援助制度」、「ストックオプション制度」の()内の数値は、株式会社を100とした数値である。

2) 平成11年調査は12月末日現在、16年、21年調査は1月1日現在である。

3) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

(2) 貯蓄制度に関する援助制度

「貯蓄制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「財形貯蓄」が46.4%（本社30人以上48.1%、前回平成16年54.5%）で最も高くなっている（第21表）。

第21表 貯蓄制度の種類別採用企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	全企業	貯蓄制度がある企業	貯蓄制度の種類（複数回答）						貯蓄制度がある企業	
			財形貯蓄	一般財形貯蓄	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄	社内預金	その他の貯蓄制度	平成16年（前回）	21年※
計	100.0	51.2	46.4	44.8	20.4	20.1	4.6	6.0	57.4	53.7
1,000人以上	100.0	84.9	82.3	79.3	67.1	70.2	9.7	9.0	90.8	86.1
300～999人	100.0	72.6	68.4	67.5	47.4	49.8	5.2	7.8	80.5	76.7
100～299人	100.0	61.9	57.9	56.7	31.2	32.1	4.9	6.6	67.6	64.1
30～99人	100.0	45.4	40.2	38.5	13.7	12.8	4.3	5.5	51.1	46.9
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	54.3	47.3	45.0	18.6	23.3	7.0	7.8	67.6	56.8
建設業	100.0	53.0	45.4	44.9	22.2	21.0	4.9	9.8	53.2	54.8
製造業	100.0	61.3	57.4	54.4	25.8	23.8	5.5	5.7	63.5	63.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.8	74.2	71.1	48.3	52.6	5.4	9.9	83.8	83.7
情報通信業	100.0	65.3	60.7	59.3	39.0	42.2	4.6	6.3	...	68.9
運輸業、郵便業	100.0	42.0	38.6	38.5	12.7	13.6	5.2	4.3	...	40.9
卸売業、小売業	100.0	56.4	49.7	48.2	20.9	21.4	3.6	8.8	...	61.3
金融業、保険業	100.0	69.8	65.4	65.0	52.7	50.0	9.0	8.8	84.0	73.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.0	46.8	45.4	28.2	28.0	8.6	5.4	...	57.6
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	51.9	47.1	45.0	26.7	28.6	3.9	5.0	...	53.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.6	30.7	29.2	8.1	6.5	3.1	2.3	...	38.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	37.4	33.5	32.4	10.1	12.0	5.8	3.9	...	42.8
教育、学習支援業	100.0	34.7	27.4	25.0	10.3	12.7	3.9	4.4	53.7	39.0
医療、福祉	100.0	10.5	8.1	8.0	2.4	2.3	2.4	0.2	29.9	9.6
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	29.9	28.1	26.8	9.5	9.4	2.7	1.6	...	29.4
平成11年	100.0	65.2	61.8	58.6	36.4	34.6	7.4	5.8
16	100.0	57.4	54.5	52.7	30.0	28.4	4.6	5.3
21※	100.0	53.7	48.1	47.1	22.5	21.7	5.2	7.0

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

2) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

(3) 持株援助制度

会社組織が株式会社の企業のうち、持株援助制度がある企業数割合は10.5%（本社30人以上12.1%、前回平成16年10.6%）となっている。種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「奨励金の支給」が8.5%（同10.3%、同9.4%）で最も高くなっている。（第22表）

第22表 持株援助制度の種類別採用企業数割合

（単位：％）

企業規模・産業・年	株式会社	持株援助制度がある企業	持株援助制度の種類（複数回答）						持株援助制度がある企業	
			奨励金の支給	売買手数料の援助	事務費等の援助	購入資金の貸付	その他	平成16年（前回）	21年※	
計	[91.6]	100.0	10.5	8.5	0.5	2.7	0.9	0.8	10.6	12.1
1,000人以上	[99.8]	100.0	61.4	57.2	4.0	17.3	0.8	1.9	64.7	62.8
300～999人	[99.9]	100.0	32.4	29.6	1.1	7.2	1.8	1.3	36.2	35.2
100～299人	[98.6]	100.0	17.4	15.4	0.7	4.7	0.9	0.9	13.2	19.2
30～99人	[88.7]	100.0	4.6	2.7	0.3	1.1	0.8	0.7	5.1	4.8
鉱業、採石業、砂利採取業	[93.0]	100.0	4.2	4.2	-	-	-	-	8.6	3.3
建設業	[96.9]	100.0	11.3	8.0	2.7	3.7	0.3	2.3	7.2	13.0
製造業	[95.8]	100.0	11.8	9.8	0.3	2.4	1.2	0.7	11.5	12.7
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	17.5	16.0	-	7.5	1.5	0.6	20.6	20.5
情報通信業	[98.0]	100.0	16.0	13.8	0.9	6.9	1.7	1.2	...	15.3
運輸業、郵便業	[87.1]	100.0	4.8	4.5	-	1.0	0.2	0.1	...	4.4
卸売業、小売業	[90.5]	100.0	12.1	9.9	0.1	2.9	1.4	0.2	...	18.4
金融業、保険業	[98.4]	100.0	38.8	36.0	1.4	9.9	0.7	0.5	44.5	42.6
不動産業、物品賃貸業	[93.1]	100.0	13.8	10.9	-	5.2	0.4	0.0	...	19.2
学術研究、専門・技術サービス業	[97.1]	100.0	14.0	11.4	1.3	3.7	0.3	2.1	...	14.8
宿泊業、飲食サービス業	[79.5]	100.0	7.0	6.3	1.0	1.9	0.9	0.2	...	5.8
生活関連サービス業、娯楽業	[87.7]	100.0	2.3	2.2	0.1	0.3	-	-	...	2.9
教育、学習支援業	[82.3]	100.0	6.3	4.0	-	0.4	0.5	1.7	6.5	5.9
医療、福祉	[62.2]	100.0	4.9	4.2	0.1	1.0	0.1	-	5.4	2.9
サービス業（他に分類されないもの）	[91.5]	100.0	6.5	3.4	0.4	1.8	-	2.3	...	6.5
平成11年	[90.3]	100.0	13.1	10.3	0.7	3.0	1.3	1.0
16	[91.1]	100.0	10.6	9.4	0.4	2.8	0.4	0.6
21※	[91.5]	100.0	12.1	10.3	0.5	3.1	0.6	0.9

注：1) []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。

2) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

3) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

(4) ストックオプション制度

会社組織が株式会社の企業のうち、ストックオプション制度がある企業数割合は2.8%（本社30人以上3.0%、前回平成16年2.9%）となっている（第23表）。

第23表 ストックオプション制度の種類別採用企業数割合

企業規模・産業・年	株式会社	ストックオプション制度がある企業	適用対象者の種類（複数回答）			ストックオプション制度がある企業	
			役員	管理職	左記以外のもの	平成16年（前回）	21年※
						（単位：％）	
計	[91.6] 100.0	2.8	2.1	2.1	1.6	2.9	3.0
1,000人以上	[99.8] 100.0	16.2	14.7	9.7	5.2	16.4	16.4
300～999人	[99.9] 100.0	7.7	5.8	5.6	3.6	8.0	8.0
100～299人	[98.6] 100.0	2.8	2.2	2.0	1.5	3.4	3.1
30～99人	[88.7] 100.0	1.9	1.3	1.6	1.4	1.7	1.9
鉱業、採石業、砂利採取業	[93.0] 100.0	2.5	2.5	2.5	2.5	-	-
建設業	[96.9] 100.0	2.6	2.6	2.3	1.1	2.4	3.4
製造業	[95.8] 100.0	2.2	2.0	1.5	1.3	3.0	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0] 100.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.3	2.4
情報通信業	[98.0] 100.0	6.8	4.2	5.3	4.4	...	6.2
運輸業、郵便業	[87.1] 100.0	0.1	0.1	0.1	0.1	...	0.0
卸売業、小売業	[90.5] 100.0	2.7	1.7	1.9	1.7	...	3.6
金融業、保険業	[98.4] 100.0	12.4	10.5	8.4	7.5	10.7	14.7
不動産業、物品賃貸業	[93.1] 100.0	5.6	3.3	4.2	4.9	...	7.6
学術研究、専門・技術サービス業	[97.1] 100.0	6.6	4.8	6.1	5.3	...	4.4
宿泊業、飲食サービス業	[79.5] 100.0	3.9	2.4	3.6	1.7	...	4.0
生活関連サービス業、娯楽業	[87.7] 100.0	4.0	2.6	2.4	0.6	...	6.6
教育、学習支援業	[82.3] 100.0	1.5	1.0	1.0	0.5	2.6	1.5
医療、福祉	[62.2] 100.0	1.1	0.7	0.7	0.9	1.5	1.0
サービス業（他に分類されないもの）	[91.5] 100.0	1.4	1.4	1.4	1.4	...	1.6
平成11年	[90.3] 100.0	0.6	0.5	0.5	0.3
16	[91.1] 100.0	2.9	2.3	2.1	1.6
21※	[91.5] 100.0	3.0	2.5	2.3	1.8

注：1) []内の数値は、全企業のうち、株式会社の割合である。
 2) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。
 21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。
 3) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較すること是不適切である。

(5) 住宅金融融資制度

「住宅金融融資制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「社内融資」が4.3%（本社30人以上4.6%、前回平成16年6.7%）で最も高くなっている（第24表）。

第24表 住宅金融融資制度の種類別採用企業数割合

企業規模・産業・年	全企業	住宅金融融資制度がある企業	住宅金融融資制度の種類（複数回答）				住宅金融融資制度がある企業	
			社内融資	財形貯蓄の積立を条件とする金融機関との提携による住宅ローン	その他の金融機関との提携による住宅ローン	雇用・能力開発機構からの転貸融資	平成16年（前回）	21年※
							（単位：％）	
計	100.0	6.9	4.3	1.9	1.6	0.1	10.6	7.8
1,000人以上	100.0	45.0	17.6	20.5	16.9	2.2	56.0	47.6
300～999人	100.0	23.8	12.3	7.1	8.3	0.5	32.0	26.4
100～299人	100.0	11.0	7.3	2.6	2.6	0.1	15.5	11.7
30～99人	100.0	3.2	2.4	0.8	0.3	0.1	5.6	3.3
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	18.6	12.4	5.4	0.8	-	16.7	13.7
建設業	100.0	9.0	5.4	2.1	2.1	0.1	11.1	10.3
製造業	100.0	8.1	5.2	2.1	1.7	0.1	10.4	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	27.8	14.5	8.2	5.5	0.9	42.5	30.5
情報通信業	100.0	12.8	4.9	6.5	3.4	1.4	...	13.3
運輸業、郵便業	100.0	5.8	3.3	1.7	1.5	0.1	...	6.2
卸売業、小売業	100.0	6.3	4.4	1.5	1.7	0.0	...	8.8
金融業、保険業	100.0	31.9	27.4	0.9	4.7	0.2	45.6	35.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	13.3	9.3	5.1	3.1	-	...	20.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	8.3	4.4	3.0	1.9	0.2	...	9.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	1.8	1.1	0.4	0.5	-	...	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	3.3	1.8	0.6	1.2	-	...	0.7
教育、学習支援業	100.0	3.3	1.6	0.6	1.6	-	3.6	4.6
医療、福祉	100.0	0.6	0.5	-	0.1	-	3.9	0.7
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	2.9	1.4	1.4	0.2	0.0	...	3.1
平成11年	100.0	12.6	6.8	3.7	3.8	0.4
16	100.0	10.6	6.7	2.6	2.3	0.2
21※	100.0	7.8	4.6	2.2	1.9	0.1

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。
 21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。
 2) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較すること是不適切である。

(6) 社内保険援助制度

「社内保険援助制度」について、種類別に企業数割合（複数回答）をみると、「総合福祉団体定期生命保険」が17.7%（本社30人以上19.9%、前回平成16年20.3%）で最も高くなっている（第25表）。

第25表 社内保険援助制度の種類別採用企業数割合

(単位：%)

企業規模・産業・年	全企業	社内保険援助制度がある企業	社内保険援助制度の種類（複数回答）						社内保険援助制度がある企業	
			労働者任意加入生命保険	総合福祉団体定期生命保険	団体信用生命保険	交通傷害保険	災害保険	その他	平成16年	21年※
									(前回)	
計	100.0	36.8	5.5	17.7	0.4	10.2	14.6	8.9	41.3	39.6
1,000人以上	100.0	50.1	6.9	41.6	2.1	6.1	11.9	5.9	51.2	50.4
300～999人	100.0	41.1	5.5	28.8	0.7	5.8	10.2	7.7	43.8	42.1
100～299人	100.0	38.1	4.9	24.0	0.2	7.5	12.4	7.4	41.6	38.9
30～99人	100.0	35.7	5.6	14.3	0.4	11.5	15.7	9.5	40.6	39.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	55.0	9.3	34.1	-	15.6	31.8	11.6	52.8	49.5
建設業	100.0	42.6	3.3	18.1	0.1	11.2	21.1	16.5	44.4	43.1
製造業	100.0	38.8	5.1	20.4	0.2	9.9	16.6	7.9	39.0	39.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	47.8	4.1	28.1	0.5	7.5	19.1	12.8	44.6	46.0
情報通信業	100.0	42.1	9.6	25.8	0.6	6.8	7.4	8.6	...	43.6
運輸業、郵便業	100.0	34.1	3.0	16.5	0.9	10.8	13.5	7.7	...	33.3
卸売業、小売業	100.0	38.2	5.9	17.7	0.5	13.0	13.1	8.4	...	46.5
金融業、保険業	100.0	61.7	7.1	50.8	3.5	12.7	11.7	8.9	72.6	62.7
不動産業、物品賃貸業	100.0	42.5	5.2	26.0	0.0	7.3	15.3	9.2	...	46.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.6	4.9	23.2	0.2	9.1	16.0	9.5	...	42.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	20.5	1.9	8.3	-	10.5	10.6	6.0	...	20.9
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	28.4	8.7	10.6	-	4.7	13.6	8.9	...	37.2
教育、学習支援業	100.0	27.1	1.9	9.8	-	9.7	6.6	12.0	30.2	31.5
医療、福祉	100.0	39.8	3.9	7.2	-	14.1	18.3	15.6	43.4	45.8
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	33.7	10.0	12.4	0.9	6.9	13.9	7.1	...	34.3
平成11年	100.0	45.4	4.1	28.1	1.0	12.2	18.2	8.1
16	100.0	41.3	5.7	20.3	4.8	10.3	16.3	6.5
21※	100.0	39.6	5.4	19.9	0.5	11.2	15.4	9.8

注：1) 平成19年以前は、調査対象が「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民間企業」に範囲を拡大した。

21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」で集計したものであり、時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

2) 平成16年（前回）の「...」で表示している産業については、基準となる産業分類が異なるため、比較することは不適切である。

統計表

付表1 定年到達者に占める勤務延長制度、再雇用制度の希望者数割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	一律定年制で定年後の制度がある企業 ¹⁾	30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	定年到達者なし	
勤務延長制度²⁾								
計	[25.5]	100.0	17.6	1.2	3.5	5.8	33.7	38.2
平成20年	[19.1]	100.0	14.0	2.3	2.2	2.7	28.1	50.6
平成 17 年	[26.5]	100.0
18	[23.2]	100.0
19	[23.5]	100.0	14.1	5.1	13.8	11.2	30.8	23.7
20 [※]	[19.4]	100.0	15.6	1.9	1.7	3.0	29.2	48.6
21 [※]	[24.5]	100.0	19.1	1.6	3.0	7.1	34.8	34.4
再雇用制度²⁾								
計	[78.8]	100.0	12.2	2.7	6.6	7.7	35.9	34.9
平成20年	[79.0]	100.0	11.8	1.8	7.7	6.2	34.4	38.1
平成 17 年	[62.9]	100.0
18	[62.7]	100.0
19	[77.6]	100.0	10.5	5.5	12.2	12.9	36.0	22.7
20 [※]	[80.4]	100.0	12.0	2.1	8.2	6.7	34.6	36.3
21 [※]	[78.5]	100.0	12.8	2.8	7.2	7.8	36.5	33.0

注：1) []内の数値は、一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 「一律定年制で定年後の制度がある企業」には、「希望者数割合階級不明」を含む。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表2 勤務延長制度、再雇用制度の基準の種類別企業数割合

(単位：%)

年	勤務延長制度 ¹⁾				再雇用制度 ¹⁾			
	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ²⁾	基準の種類 (複数回答)		制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ²⁾	基準の種類 (複数回答)			
		労使協定	就業規則		労使協定	就業規則		
計	[35.5]	100.0	36.6	73.8	[49.9]	100.0	43.3	73.5
平成20年	[33.5]	100.0	30.1	76.9	[51.2]	100.0	43.7	72.0
平成 17 年	[11.1]	100.0	15.5	60.2	[13.0]	100.0	14.4	64.2
18	[16.3]	100.0	23.0	61.3	[19.0]	100.0	34.8	54.8
19	[31.6]	100.0	40.9	71.0	[50.8]	100.0	51.7	67.6
20 [※]	[33.2]	100.0	29.6	76.8	[52.5]	100.0	42.7	73.2
21 [※]	[36.5]	100.0	41.6	71.2	[49.0]	100.0	46.9	70.3

注：1) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

2) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

3) 「制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業」には「基準の種類不明」を含む。

4) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表3 勤務延長制度、再雇用制度の基準の内容別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ¹⁾		基準の内容 (複数回答)					
			役職	職務遂行能力	専門的な資格、技術	健康	仕事に対する意欲	その他
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	18.8	72.5	39.3	76.9	71.7	10.8
平成20年	[33.5]	100.0	11.9	83.1	45.3	78.8	73.9	9.9
平成 17 年	[11.1]	100.0	7.0	71.4	42.7	81.2	80.7	6.7
18	[16.3]	100.0	4.6	75.9	30.5	67.8	71.5	12.7
19	[31.6]	100.0	11.3	75.6	34.9	74.8	72.3	14.6
20※	[33.2]	100.0	11.3	82.2	45.4	75.6	76.5	9.6
21※	[36.5]	100.0	18.6	75.1	43.5	80.1	70.7	7.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	9.2	80.6	32.8	86.2	71.9	21.4
平成20年	[51.2]	100.0	7.5	78.9	31.8	89.6	78.0	26.8
平成 17 年	[13.0]	100.0	8.6	75.8	49.2	84.3	70.7	12.9
18	[19.0]	100.0	9.2	77.5	40.0	82.9	71.0	19.8
19	[50.8]	100.0	7.6	80.0	30.4	89.4	75.4	18.3
20※	[52.5]	100.0	7.5	79.3	32.3	88.9	77.3	25.5
21※	[49.0]	100.0	9.1	80.7	33.4	87.7	74.3	22.1

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表4 定年到達者に占める勤務延長制度、再雇用制度による継続雇用者割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ¹⁾		継続雇用者割合					定年到達者なし
			30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	15.8	3.1	7.1	4.3	27.4	42.4
平成20年	[33.5]	100.0	14.9	5.2	3.8	2.5	19.2	54.4
平成 17 年	[11.1]	100.0
18	[16.3]	100.0
19	[31.6]	100.0	18.5	8.5	7.8	10.2	23.1	31.8
20※	[33.2]	100.0	18.6	3.9	2.7	2.8	20.2	51.9
21※	[36.5]	100.0	19.8	3.7	8.1	5.3	27.5	35.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	11.9	3.1	9.3	6.6	36.3	32.8
平成20年	[51.2]	100.0	10.7	2.7	8.8	7.3	33.3	37.2
平成 17 年	[13.0]	100.0
18	[19.0]	100.0
19	[50.8]	100.0	10.4	5.6	12.0	14.1	31.2	26.6
20※	[52.5]	100.0	11.3	3.0	9.4	7.6	33.3	35.4
21※	[49.0]	100.0	12.7	3.1	10.4	7.7	35.7	30.4

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表5 勤務延長制度、再雇用制度の希望者に占める継続雇用者割合階級別企業数割合

(単位：%)

定年後の措置、年	制度があり、基準に適合する者全員を対象とする企業 ¹⁾		30%未満	30%以上50%未満	50%以上70%未満	70%以上90%未満	90%以上	定年到達者なし
	[]内の数値	100.0						
勤務延長制度 ²⁾								
計	[35.5]	100.0	15.3	3.1	4.1	2.8	32.3	42.4
平成20年	[33.5]	100.0	13.0	0.3	1.1	2.1	29.1	54.4
平成 17 年	[11.1]	100.0
18	[16.3]	100.0
19	[31.6]	100.0	13.2	6.3	10.8	7.7	30.1	31.8
20 [※]	[33.2]	100.0	16.3	0.3	1.4	2.8	27.3	51.9
21 [※]	[36.5]	100.0	19.2	3.7	5.0	4.1	32.3	35.7
再雇用制度 ²⁾								
計	[49.9]	100.0	9.7	1.5	4.4	3.7	47.8	32.8
平成20年	[51.2]	100.0	8.1	0.8	4.1	4.9	44.9	37.2
平成 17 年	[13.0]	100.0
18	[19.0]	100.0
19	[50.8]	100.0	7.0	4.0	7.2	11.5	43.6	26.6
20 [※]	[52.5]	100.0	8.9	0.9	4.5	4.9	45.5	35.4
21 [※]	[49.0]	100.0	10.7	1.9	4.6	4.8	47.6	30.4

注：1) []内の数値は、勤務延長制度又は再雇用制度がある（両制度併用を含む。）企業のうち、基準に適合する者全員を対象とする企業数割合である。

2) 「勤務延長制度」、「再雇用制度」には、「両制度併用」を含む。

3) 平成19年以前は、調査対象を「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」としており、平成20年から「常用労働者が30人以上の民営企業」に範囲を拡大した。

20※、21※は、「本社の常用労働者が30人以上の民営企業」で集計したものであり、19年以前の結果と時系列で比較する場合にはこちらを参照されたい。

付表6 定年退職者への援助制度の種類別採用企業数割合

(単位：%)

企業規模・産業	全企業	定年退職者への援助制度がある企業	定年退職者への援助制度の種類（複数回答）							
			企業年金の支給	定年退職後の(法定外の)医療保険制度	企業、健康保険組合又は共済会の施設の利用	親睦活動の援助	左記以外の相談・情報提供			その他
							医療・メンタルヘルス	経済・法律関係	生きがい、ボランティア活動	
計	100.0	24.6	20.3	1.6	4.3	2.5	0.6	0.5	0.3	1.4
1,000人以上	100.0	66.3	60.6	11.0	24.0	16.7	2.2	0.9	1.8	1.7
300～999人	100.0	51.0	43.9	3.2	11.9	7.7	1.0	0.2	0.1	1.3
100～299人	100.0	37.0	31.6	2.4	6.8	3.2	0.8	0.3	0.5	1.2
30～99人	100.0	17.7	13.9	1.0	2.4	1.4	0.5	0.5	0.2	1.4
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	22.4	20.1	-	4.5	-	-	-	-	-
建設業	100.0	26.8	23.1	2.9	5.2	1.7	1.1	0.0	0.0	0.2
製造業	100.0	29.5	24.1	1.1	4.7	3.2	0.5	0.6	0.3	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.3	46.4	3.2	16.4	13.9	1.9	0.9	2.0	1.7
情報通信業	100.0	34.8	28.2	3.2	13.7	1.6	0.4	0.7	0.3	1.5
運輸業、郵便業	100.0	21.4	18.3	0.4	2.8	1.9	0.0	-	-	1.1
卸売業、小売業	100.0	26.0	22.2	1.8	3.5	3.1	1.0	1.0	0.5	1.4
金融業、保険業	100.0	46.3	36.6	6.5	15.7	8.2	2.1	-	-	1.2
不動産業、物品賃貸業	100.0	24.2	21.1	2.9	4.8	0.7	0.7	-	-	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	27.0	23.7	2.5	4.4	0.6	1.2	0.0	-	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	10.0	7.1	0.1	2.1	0.5	0.0	0.0	-	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	13.7	8.4	0.5	3.0	3.6	0.4	1.0	1.0	1.0
教育、学習支援業	100.0	17.1	12.4	1.2	1.4	3.8	0.1	0.1	-	2.4
医療、福祉	100.0	7.5	5.3	-	1.5	0.2	1.5	-	1.3	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	18.6	14.2	3.2	2.5	1.3	-	-	0.3	0.1

主な用語の定義

「対象労働者」

期間を定めずに雇われている企業全体の全常用労働者よりパートタイム労働者を除いた労働者である。

「常用労働者」とは、次の①～③のいずれかに該当する者をいう。

- ① 期間を定めずに雇われている労働者
- ② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
- ③ 1か月以内の期間を定めて雇われている労働者又は日々雇われている労働者で、平成20年11月及び12月の各月にそれぞれ18日以上雇用された者

「パートタイム労働者」とは、1日の所定労働時間が当該企業の一般の労働者より短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じであっても、1週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「所定労働時間」

就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

なお、労働者によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に適用されるものを当該企業の所定労働時間とし、変形労働時間制を採用している場合は、期間内で平均したものを当該企業の所定労働時間とした。

「年間休日総数」

1年間分の休日の合計日数をいう。休日とは、就業規則、労働協約又は労働契約等において、労働義務がないとされた日のことをいう。ただし、年次有給休暇分や雇用調整、生産調整のための休業分は含まれない。

「変形労働時間制」

一定の期間内で週40時間、1日8時間の労働時間の原則に対して例外を認める制度で、「1年単位の変形労働時間制」、「1か月単位の変形労働時間制」、「1週間単位の非定型的変形労働時間制」、「フレックスタイム制」をいう。

「みなし労働時間制」

特定の事情により労働時間の算定が困難又は通常と同じ算定方法が適切でない場合、労使協定等により定められた時間を労働したものとみなす制度をいう。

「**事業場外労働のみなし労働時間制**」とは、外勤の営業社員など、事業場外で業務に従事し、かつ、使用者の具体的な指揮・監督が及ばず、労働時間を算定することが困難な業務を遂行する場合に、所定労働時間、又は労使協定の定め等によるその業務の遂行に通常必要とされる時間を労働したものとみなす制度をいう。

「**専門業務型裁量労働制**」とは、研究開発など、その業務の性質上その遂行の方法や時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難として定められている業務に就かせた場合に、予め定めた時間労働したものとみなすことを労使協定により定める制度をいう。

「**企画業務型裁量労働制**」とは、事業運営に係る企画、立案、調査及び分析の業務を行うホワイトカラー労働者を対象として、労使委員会で決議した時間労働したものとみなす制度をいう。

なお、導入においては労使委員会における委員の5分の4以上の多数による決議と対象労働者本人の同意が必要である。

「勤務延長制度」

定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

「再雇用制度」

定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

「基本給」

毎月の賃金の中で最も根本的な部分を占め、年齢、学歴、勤続年数、経験、能力、資格、地位、職務、業績など労働者本人の属性又は労働者の従事する職務に伴う要素によって算定される賃金で、原則として同じ賃金

体系が適用される労働者に全員支給されるものをいう。

なお、住宅手当、通勤手当など、労働者本人の属性又は職務に伴う要素によって算定されるとはいえない手当や、一部の労働者が一時的に従事する特殊な作業に対して支給される手当は基本給としない。

「賞与」

定期又は臨時に労働者の勤務成績、経営状態等に応じて支給され、その額があらかじめ確定されていないものをいう。

「ストックオプション制度」

会社役員や従業員に対し、あらかじめ決められた価格（権利行使価格）で自社株式を購入できる権利を与える制度をいう。株価が権利行使価格を上回っているときに権利を行使することによって、売却益を得ることができる。